

# 鈴鹿市景観計画

Landscape Plan of Suzuka city

令和6年4月

鈴鹿市

## 目 次

序 章	鈴鹿市景観計画の趣旨	1
1	鈴鹿市景観計画の必要性	2
2	計画の理念と目標	3
3	計画の期間	5
4	鈴鹿市景観計画の仕組み	5
第1章	鈴鹿市の景観特性	8
1	景観特性	9
2	関連計画	13
第2章	景観計画の区域	18
第3章	良好な景観の形成に関する方針	20
1	景観類型の設定	21
2	景観類型別の方針	25
第4章	建築物・工作物等の行為の制限に関する事項	42
1	届出対象行為	43
2	景観形成基準	46
第5章	良好な景観の形成に向けた方策	78
1	景観資源の抽出と認知度の向上	79
2	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	79
3	文化財保護法等に基づく重要文化財等の指定等	81
4	地域景観資産の登録・認定	81
5	新しい景観の創造	81
6	三重県屋外広告物条例による許可	81
7	景観重要公共施設の指定	82
8	景観農業振興地域整備計画の策定	82
9	自然公園法の許可基準の特例措置	83
第6章	市民が主役の景観づくりに向けた取組	84
1	地区別景観づくり計画の策定の仕組み	85
2	各種制度等の活用	90
3	景観意識の醸成	91



# 序章 鈴鹿市景観計画の趣旨

- 1 鈴鹿市景観計画の必要性
- 2 計画の理念と目標
- 3 計画の期間
- 4 鈴鹿市景観計画の仕組み

## 序章 鈴鹿市景観計画の趣旨

### 1 鈴鹿市景観計画の必要性

#### ■ 鈴鹿市景観計画の位置づけ

人々の志向が量的充実から質的充実に移行する中で、地域独自の自然や歴史・文化などが醸し出す良好な景観を守り、活かす取組が全国各地で展開されるようになってきました。一方で、「美しい国づくり政策大綱」（平成 15 年 7 月国土交通省）や「観光立国行動計画」（平成 15 年 7 月観光立国関係閣僚会議）が策定されるなど、国としても景観の保全・整備が重要な課題として掲げられるようになりました。

そこで、景観の意義やその保全・整備の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共団体による景観行政を多面的に支援するため、我が国で初めて景観に関する総合的な法律として「景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）」が施行されました。

鈴鹿市景観計画は、この「景観法」に基づく計画となります。

#### ■ 鈴鹿市の景観の現状

本市は、鈴鹿山脈から伊勢湾に至る地形的变化がもたらす多様な自然的景観や、東海道・伊勢街道沿いのまちなみをはじめとする歴史的・文化的景観など多くの景観資源に恵まれています。また、こうした地域独自の景観資源を保全し、より魅力あるものとするため、かんべ本通りでの旧街道沿いのまちなみと調和した建物に統一するためのルールづくりや、海岸部での砂浜清掃など、各地区で市民による景観保全活動が進められています。

さらに、太陽の街やMO I Tタウン、グッドライフガーデン野町など計画的に造られた住宅団地では住宅の意匠や生垣の設置などのルールを定めて良好な住宅地景観を生み出す取組がなされたり、大規模工場では敷地外周の緑地を周辺住民などに親しまれるデザインに作り替えたりするなど、市民の生活にゆとりとうるおいを与える景観の創出も図られています。

近年では、カーボンニュートラル社会の実現に向け再生可能エネルギーの普及が進む中、森林を伐採して設置される太陽光発電施設が市内の自然的景観に対して影響を与えています。

また、新名神高速道路や（都）<sup>\*</sup>中勢バイパス、鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジ（以下「鈴鹿PAスマートIC」といいます。）など、市内の道

---

<sup>\*</sup>（都）：都市計画道路

路交通網の骨格となる幹線道路の整備が完了し、市内景観には大きな変化が生じています。

#### ■ 鈴鹿市景観計画の必要性

このように地域の景観を守り、育て、創り出していく活動は、行政が主体的に行うのではなく、市民が自ら取り組む景観づくりとして展開されていくことが望ましいことから、行政は、そうした景観づくりを支援していく体制を整える必要があります。

一方、良好な景観づくりがなされていても、地域の景観に対する配慮の不足から、周辺と調和しない派手な色彩の建物が建てられることで、良好な景観が台無しになってしまうおそれもあるため、地域の景観に配慮を求めるルールづくりも必要です。

このため、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定め、良好な景観を阻害する建築物の建築などの行為を制限するとともに、市民による主体的な景観づくりを支援するため「鈴鹿市景観計画」を策定します。

#### ■ 鈴鹿市景観計画の改定の趣旨

前回の計画改定から景観を取り巻く環境において、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採は、市内の自然的景観に影響を与えており、市民アンケート結果からも市民が自然的景観の保全に対して高い関心を寄せていることが明らかになりました。

また、若い世代を中心としたSNS<sup>\*</sup>の広がりにより、人々が集い、にぎわいを創出するような景観づくりにも目が向けられるようになってきました。本市がこれまで取り組んできた古き良き景観の保全に加え、本市の魅力の更なる向上に繋がるような新たな景観の創造といった取組を積極的に進めていく必要があります。

今回の鈴鹿市景観計画改定ではこれまでの計画をベースにしながら、これらの景観に対する変化等を計画に反映させると共に、関係法令等の改正や鈴鹿市景観計画に基づく基準等の適切な見直しを行うことにより、より良い制度運用のために必要となる計画改定を行い、市民とともにこれまでより一歩進んだ景観づくりを推進します。

## 2 計画の理念と目標

市民が主体となって地域それぞれの魅力を活かした景観づくりを進めることで、自然や歴史・文化など地域特有の良好な景観が保全され、住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちが創造されていくこととなります。そして、その積

---

<sup>\*</sup>SNS：ソーシャルネットワークサービス

み重ねによって徐々に育まれる「鈴鹿らしい良好な景観」は人々の生活・習慣や地域の伝統・歴史・文化、まちづくり活動や地域のコミュニティといった「鈴鹿らしさ」の醸成につながります。この「鈴鹿らしさ」を、次の世代に引き継いでいくことが、私たちの使命です。

こうした考えをもとに、鈴鹿市景観計画の理念と景観づくりの目標を次のように設定します。

### 鈴鹿市景観計画の理念

## “鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり

### 景観づくりの目標

- ◇ 自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
- ◇ 住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり
- ◇ 市民が主役の景観づくり

### 3 計画の期間

鈴鹿市景観計画は、上位計画である『鈴鹿市総合計画2031』及び『鈴鹿市都市マスタープラン』に即した内容を定めていることから、次期見直し年度についても整合を図り、2031（令和13）年度を目標年度とします。

### 4 鈴鹿市景観計画の仕組み

#### （1）鈴鹿市景観計画の役割

鈴鹿市景観計画の役割は、大きく次の2点があります。

- 【役割①】 鈴鹿らしい景観をつくっていくための制限や誘導の根拠となる
- 【役割②】 市民が主役の景観づくりの受け皿となる

#### （2）鈴鹿市景観計画の構成

上記の役割を担うため、鈴鹿市景観計画は次図のように、市全域を対象とした「全体計画」と、地区単位で市民が主体となって景観の保全や創出に取り組むための「地区別景観づくり計画」の2つから構成しています。

このうち「全体計画」では、方針や規制に関する事項など、市全域の景観づくりについて定めています。

一方、「地区別景観づくり計画」は、市民の主体的な景観づくりを支援することを目的としています。2024（令和6）年4月時点で4つの地域に地区別景観づくり計画を策定し、地域の景観特性に沿った景観づくりを行っています。今後も、市民が主役となり景観づくりに取り組む中で、そこから生まれた発意などをもとに、その地区の特性に応じたきめ細やかな計画を定め、随時、追加していきます。なお、地区別景観づくり計画の内容は、別に記載します。

本冊子では、鈴鹿市景観計画のうち、全体計画について記載しています。

第1章では、鈴鹿市の景観の自然、都市、歴史・文化などの特性や関連する計画などの整理を行っています。

第2章では、鈴鹿市景観計画の対象区域を設定しています。

第3章では、市域に景観類型を設定し、類型ごとに景観形成方針を定めています。この方針は「地区別景観づくり計画」を定める場合の基本指針とします。

第4章では、景観形成方針をもとに景観計画区域内の行為の制限に関する事項を定めています。今後策定していく「地区別景観づくり計画」では、地域の特性に応じたより具体的な規制を行っています。

第5章、第6章では、景観づくりを支援するツールとしての諸制度の運用基準や「地区別景観づくり計画」策定の仕組みを定めます。



### (3) 鈴鹿市景観計画の運用

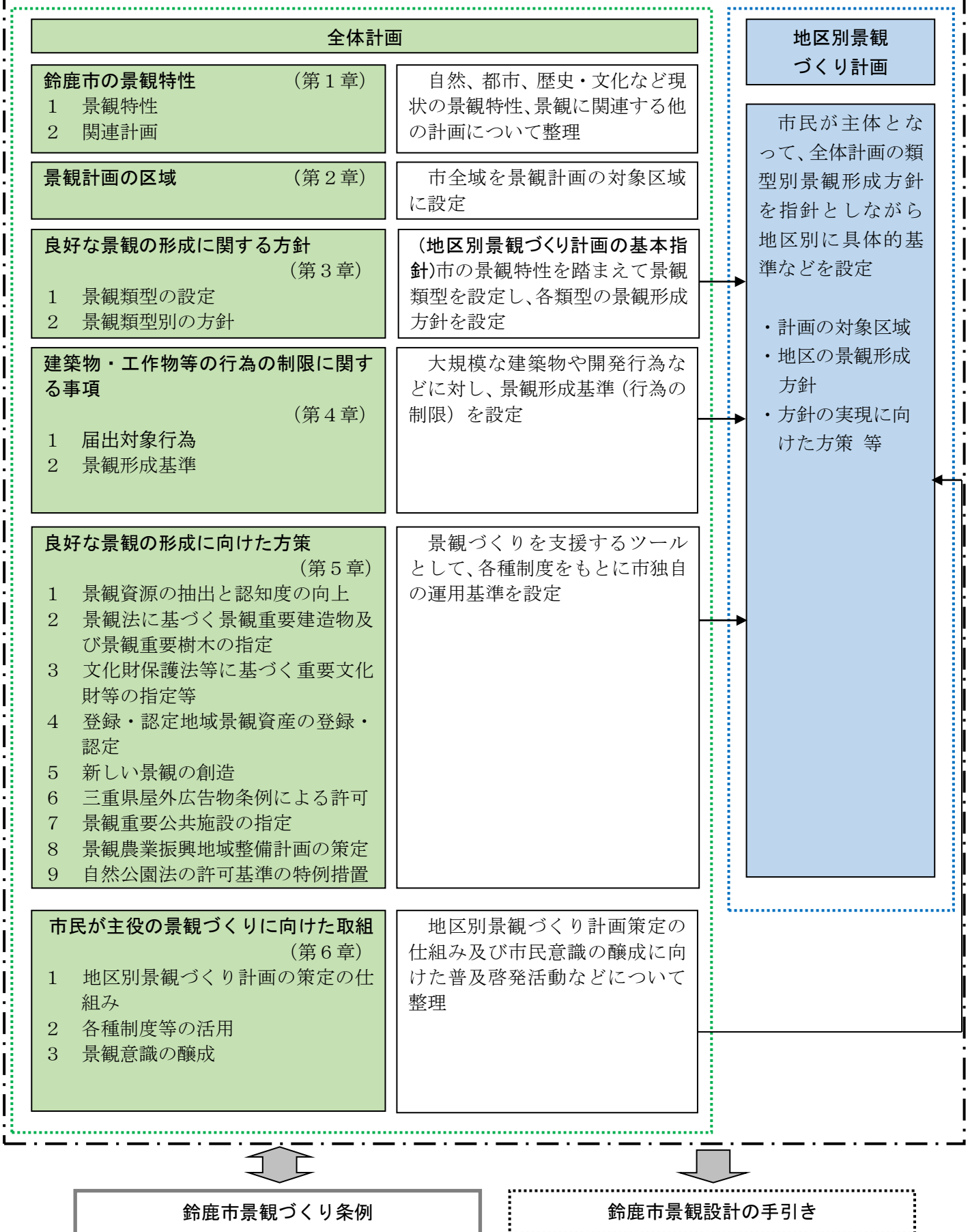
鈴鹿市景観計画を運用するため、鈴鹿市景観づくり条例を制定するとともに、鈴鹿市景観設計の手引きを作成しています。

『鈴鹿市景観づくり条例』は、行為の制限に関する事項など、鈴鹿市景観計画の運用について必要な事項や、良好な景観の形成に関する制度を定めるものです。

『鈴鹿市景観設計の手引き』は、市民・事業者・行政・設計者等が行為の計画・設計を行うときの手引き書として、景観に配慮した行為の計画・設計手順、景観形成基準及び色彩ガイドラインについて詳述するものです。

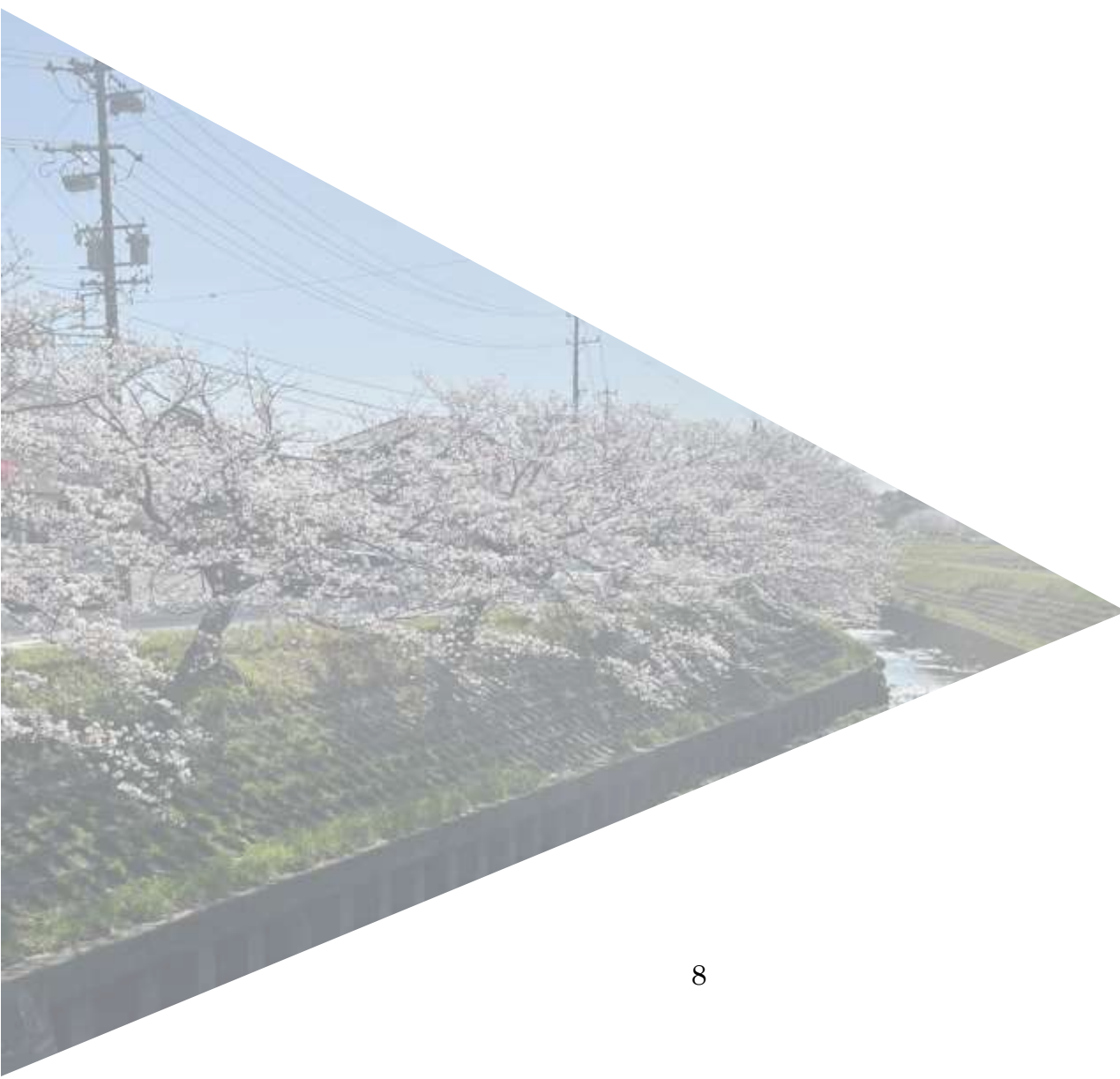
■鈴鹿市景観計画の構成

鈴 鹿 市 景 観 計 画



# 第1章 鈴鹿市の景観特性

- 1 景観特性
- 2 関連計画



# 第1章 鈴鹿市の景観特性

## 1 景観特性

### ① 自然的景観特性

本市は、鈴鹿山脈の山なみ、山麓に広がる丘陵地、水田が広がる平野部、白砂青松の海岸部など、地形変化に富んだ豊かな自然的景観が見られます。

- 国定公園にも指定される鈴鹿山脈は、市内の至るところから望むことができ、広く市民に親しまれる本市の代表的な自然的景観要素といえます。
- 丘陵地では、斜面林や平地林が点在する中に茶畑やサツキ畑などが広がる個性的な自然的景観を形成しています。
- 平野部の市街地周辺に広がる水田地帯は、多くの市民にとって身近に感じられる田園景観といえます。
- 市街地の中心には、まとまった規模の水田地帯である“緑の中心核（通称：セントラルグリーン）※”が広がっており、これは本市の極めて特徴的な景観といえます。
- 平野部の南西は、水田地帯と里山の樹林地帯が広がる良好な自然的景観を有しています。
- 丘陵地と平野部の境界には、鈴鹿川が流れており、その豊かな自然的景観は、市民の生活にうるおいと安らぎをもたらしています。
- 伊勢の海県立自然公園に指定されている千代崎海岸から鼓ヶ浦海岸は、周辺に公園が整備されており、年間を通じて海辺の自然と親しむことができます。また鼓ヶ浦海岸は、「日本の白砂青松100選」にも選出された美しい海岸景観を有しています。
- 海苔の養殖や船引き網などで漁を行う風景は、漁港を有する本市の特徴的な景観となっています。



鈴鹿山脈の山なみ



市街地に囲まれた緑の中心核  
（通称：セントラルグリーン）



自然の豊かな鈴鹿川



砂浜が続く海岸沿いの景観

※緑の中心核（通称：セントラルグリーン）：神戸・牧田・白子の主要地区の間に広がる大規模な優良農地

- 豊かな自然的景観を保全するため、鈴鹿フラワーパーク周辺でのカンナの植栽や、海岸でのゴミや流木の回収作業など、周辺住民等による様々な活動が行われています。
- 周辺の自然的景観にそぐわないデザインの建築物の建築や、土石の採取や太陽光発電施設の設置に伴う地肌の露出、廃棄物などの野積み、廃車の放置など、景観の阻害要因となる行為も見受けられます。



砂浜の清掃活動

## ② 都市的景観特性

平野部を中心に形成された市街地では、自動車メーカーなどの大規模な工場が多数立地し、商業地として白子駅、鈴鹿市駅、平田町駅の各駅周辺に3つの拠点形成するなど、地域ごとに個性的な景観が見られます。

- 都市の顔としての魅力向上に向けた景観づくりが望まれている3つの駅前商業地の中で、かんべ本通り周辺では、再開発事業により、まちづくり協定に基づく良好なまちなみ景観が形成されています。
- 本市のメイン通りともいえる(都)鈴鹿中央線(三日市・西条付近)沿いには多くの店舗が建ち並び、沿道型の商業地景観を形成する一方で、乱立する看板類が景観を阻害する要因にもなっています。
- 市街地には大規模工場が数多く立地しています。大規模な施設は周辺の景観に大きな影響を与えますが、近年では、緑化の工夫などにより、沿道景観の向上を図る取組が見られます。
- 繊維関連工場などの規模縮小に伴い、跡地を大規模商業施設にするなど土地利用転換が進んでいます。集客力のある大規模商業施設を中心に、新たな商業拠点が形成されるなど、市街地の景観が大きく変化しています。



かんべ本通りのまちなみ



(都)鈴鹿中央線(三日市・西条付近)沿いの景観



工場敷地前面に設けられたガーデニングスペース

- 民間開発や土地区画整理事業などによる計画的な住宅地が各地に形成され、太陽の街のように緑豊かで統一感のあるまちなみも見られます。
- 本市の重要な観光資源である鈴鹿サーキット周辺では、観覧車が至るところから望むことができ、また“サーキット道路”と呼ばれる(都)加佐登鼓ヶ浦線の沿道には自動車・バイク関連の店舗などが数多く立地しています。このように鈴鹿サーキット周辺は、モータースポーツ都市をイメージさせる特徴的な景観を創出しています。
- 新たな広域交通網として、新名神高速道路や(都)中勢バイパスが竣工しています。



緑豊かな住宅地景観(太陽の街)



鈴鹿サーキット周辺の景観



鈴鹿ICへのアクセス道路となる(都)鈴鹿中央線(伊船・三畑付近)の景観

また、東名阪自動車道鈴鹿IC<sup>\*</sup>へのアクセス道路となる(都)鈴鹿中央線(伊船・三畑付近)では、4車線化整備に伴い沿道利用への需要が高まり、大規模な工業系施設の開発も見られます。こうした大規模な施設整備では周辺景観に与える影響が大きいといえます。

### ③ 歴史的・文化的景観特性

本市には、東海道、伊勢街道などの旧街道や、椿大神社などの神社仏閣、神戸の石取祭をはじめとする伝統的行事など、有形、無形の歴史的・文化的資源が数多く存在しており、それぞれの地域の個性を彩る景観要素となっています。

- 東海道には石薬師と庄野、また、伊勢街道には神戸と白子の宿場町があり、旧街道沿いには今なおその面影が残されています。しかしながら、民家の建て替えなどにより、歴史的まちなみの連続性は次第に失われつつあります。



東海道のまちなみ



伊勢街道のまちなみ

<sup>\*</sup>IC：インターチェンジ

- 歴史公園として整備された伊勢国分寺跡をはじめ、伊勢国府跡や王塚古墳などの史跡は歴史的景観を構成する重要な要素となっています。



伊勢国分寺跡

#### ④ 眺望景観特性

起伏に富んだ市域には、海のみえる岸岡山緑地をはじめ、鈴鹿サーキットの交差点や桃林寺など眺望景観が楽しめる場所が多く存在します。また、市役所には360°のパノラマが望める展望ロビーが設けられ、多くの市民に親しまれています。



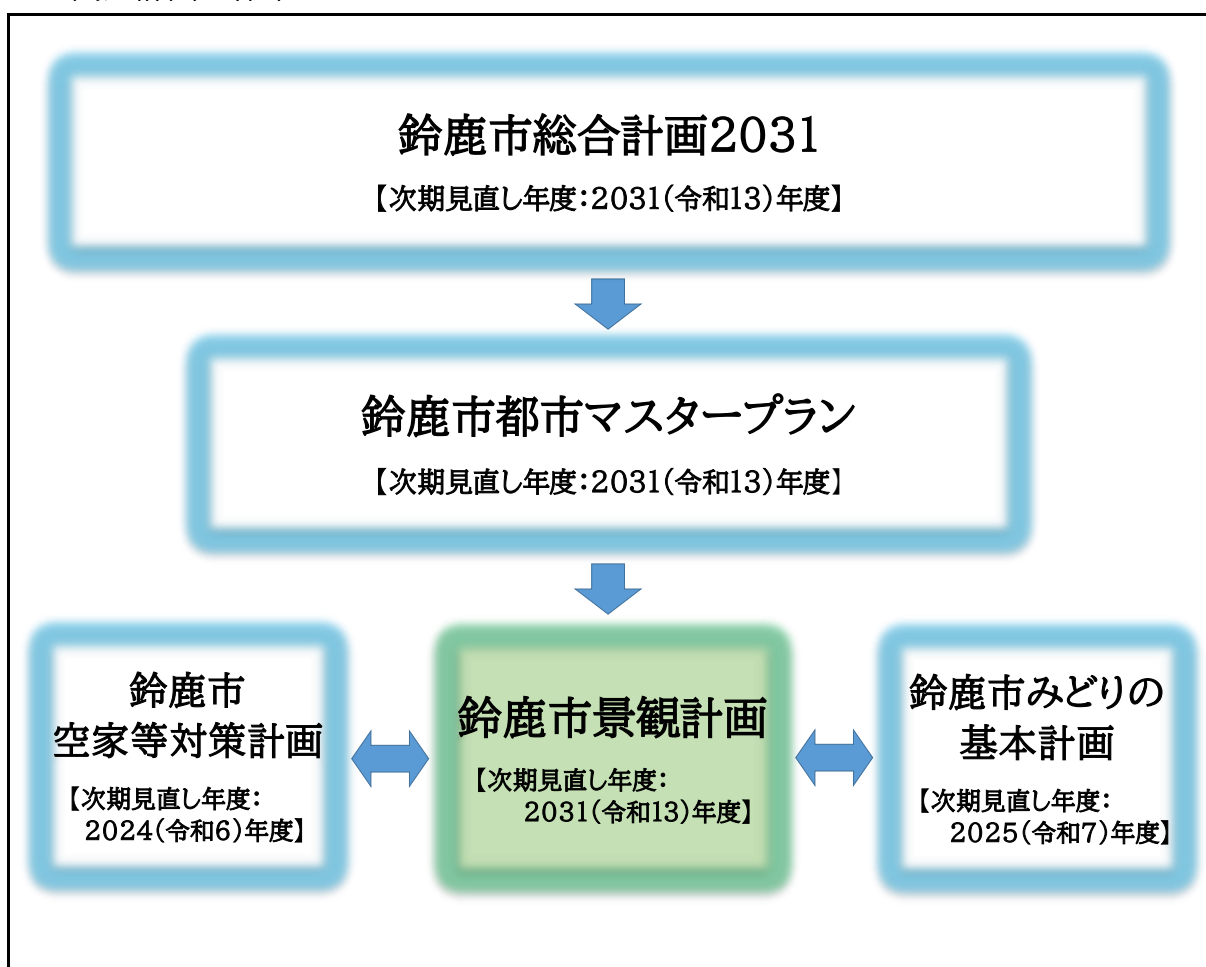
海のみえる岸岡山緑地から望む伊勢湾の眺望

## 2 関連計画

鈴鹿市景観計画は、『鈴鹿市総合計画2031』に掲げる6つのビジョンのうち、ビジョン4「自然と調和し 快適な都市環境を未来へつなぐまち」の実現に資する計画として位置づけています。

また、鈴鹿市景観計画は、『鈴鹿市都市マスタープラン』に即した内容を定め、『鈴鹿市緑の基本計画』及び『鈴鹿市空家等対策計画』と整合を図りながら策定しています。

### ■ 関連計画の体系





## ① 鈴鹿市総合計画2031

2024（令和6）年4月

市政運営の基本となる『鈴鹿市総合計画2031』では、将来都市像を「ひとが  
つながり DX※で未来を拓く #最高に住みやすいまち鈴鹿」と定めています。

その都市像の実現に向け、山、川、海などの恵まれた自然環境の保全と共生を図  
りながら人口減少や超高齢社会に適応した持続可能で良好な都市環境づくりを進  
めていくため、カーボンニュートラル社会を見据えつつ、市民が快適で安心して暮  
らせるまちづくりを目指します。

## ② 鈴鹿市都市マスタープラン

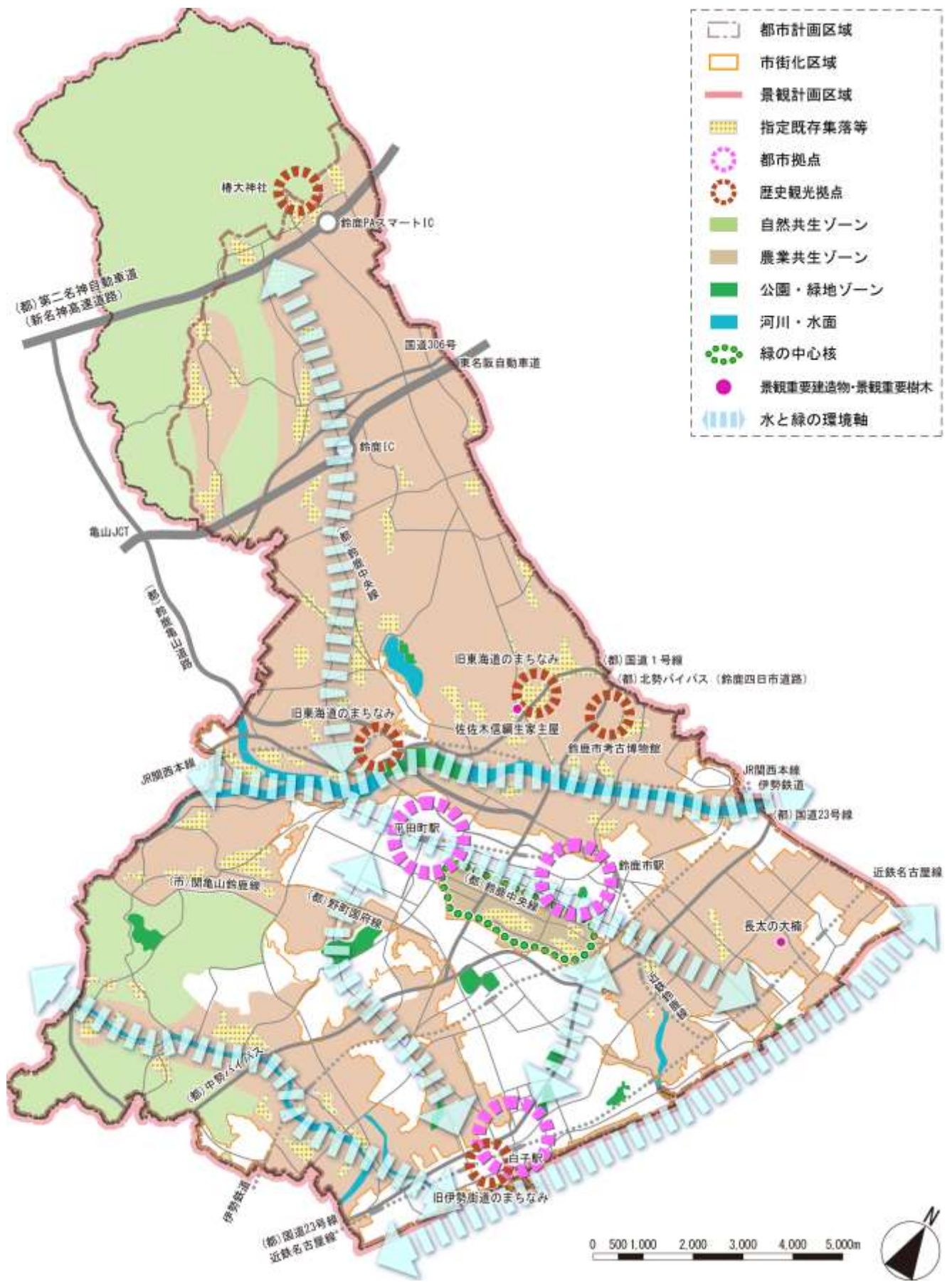
2024（令和6）年4月

『鈴鹿市都市マスタープラン』の土地利用方針は、「将来都市構造」を具現化す  
るため、テーマと視点に基づく「テーマ別都市づくりの方針」の重ね合わせにより  
定めています。

そのうち、本市が有する豊かな自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代へ継  
承するため、以下の方針に基づき「水と緑、景観の都市づくり」を掲げています。

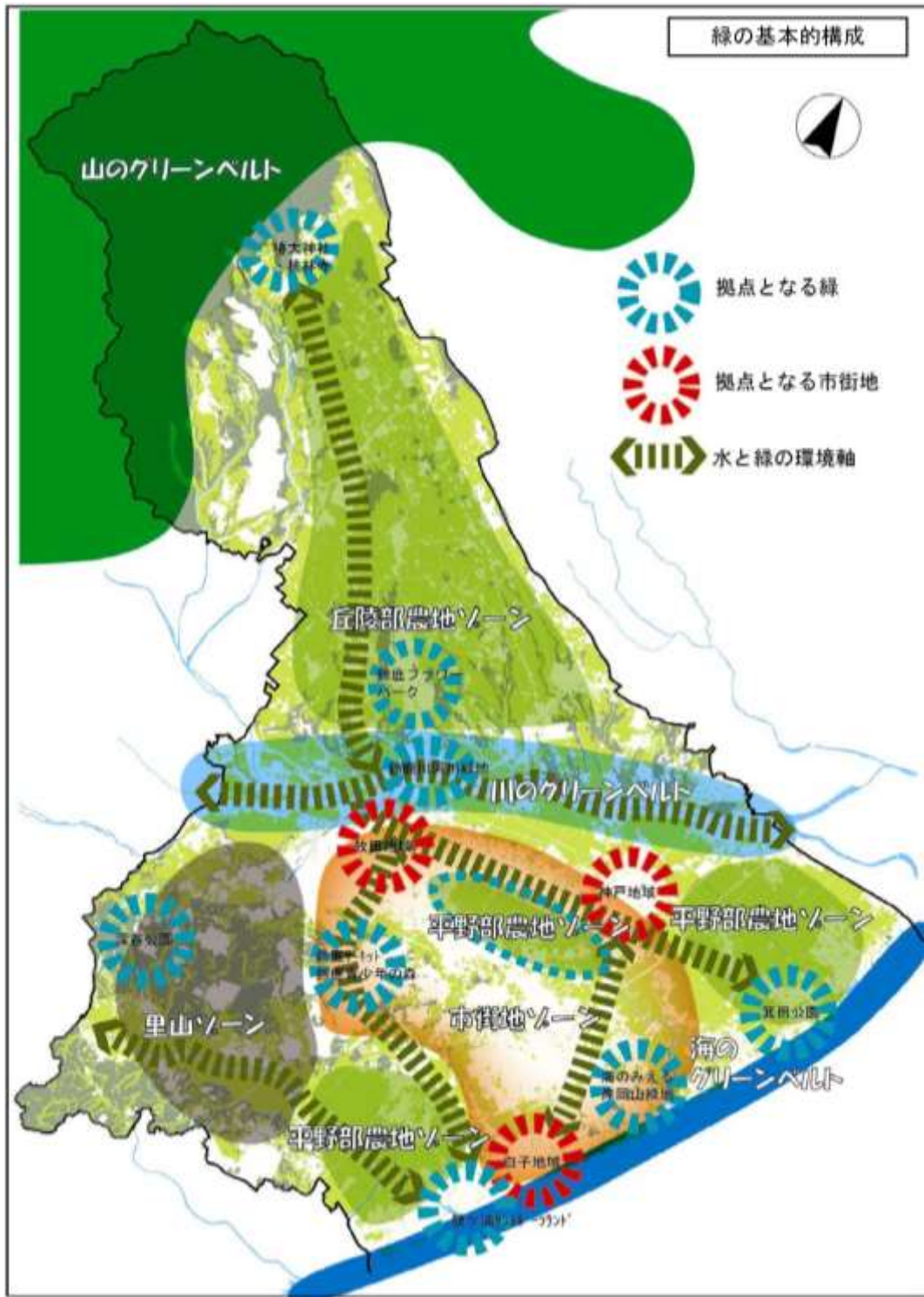
- ① 豊かな自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用
- ② 優良農地の保全と営農環境の整備促進
- ③ 多様な主体の協働による公共施設や民有地内における緑化の推進
- ④ 地域資源を活かした良好な景観形成

※DX（デジタルトランスフォーメーション）：ビックデータなどのデータと、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などのデジタル技術を手段として活用し、社会に浸透させることで、暮らしをより良いものへと変革すること。



〈鈴鹿市都市マスタープラン 水と緑、景観の都市づくり〉

『鈴鹿市緑の基本計画』では、緑の特徴から下図のように3つのグリーンベルトと4つのゾーンに分類しています。緑は、景観の最も重要な要素の一つであり、景観計画を策定する上でこれら緑の基本的構成を十分に踏まえる必要があります。



近年、地域における人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会ニーズや産業構造の変化に伴い、居住や使用がなされていない空き家が全国的に増加しています。

この様な状況において、本市においても1993（平成5）年を境に住宅総数が世帯数より多くなる住宅余剰という状況になっており、今後もこの傾向は続くものと推測されます。

また、空き家等の中には適切な管理が行われていないものもあり、防災・衛生面といった周辺住民の生活環境に加え、周辺の景観に対しても影響を及ぼすことから、適切な空き家等の管理が求められます。

## 第2章 景観計画の区域



## 第2章 景観計画の区域

鈴鹿市景観計画の対象とする区域（景観計画の区域）は、鈴鹿市全域とします。

景観計画の区域 = 鈴鹿市全域



## 第3章 良好な景観の形成に関する方針

- 1 景観類型の設定
- 2 景観類型別の方針



## 第3章 良好な景観の形成に関する方針

### 1 景観類型の設定

本市の景観特性をもとに、景観類型を次のように設定します。なお、設定に際しては、関連計画との整合にも十分配慮します。

#### (1) 市の特性による面的区分

市の特性による面的区分として、自然的景観特性から「鈴鹿山脈及び山麓」、「丘陵地」、「平野部水田地」、「里山水田地」の4類型に区分し、これに鈴鹿川以東の平野部を中心に形成される市街地から「住宅地」、「商業地」、「工業地」の3類型の要素を加え、市域を全7類型に区分します。

#### (2) 市の個性を彩る景観軸・拠点の抽出

(1)の面的区分の上に重なる、市の個性的景観を保全・創出するため特に重要な部分について、市の個性を彩る景観軸・拠点を類型として抽出します。

軸となる類型としては、河川や海岸、幹線道路が抽出できます。

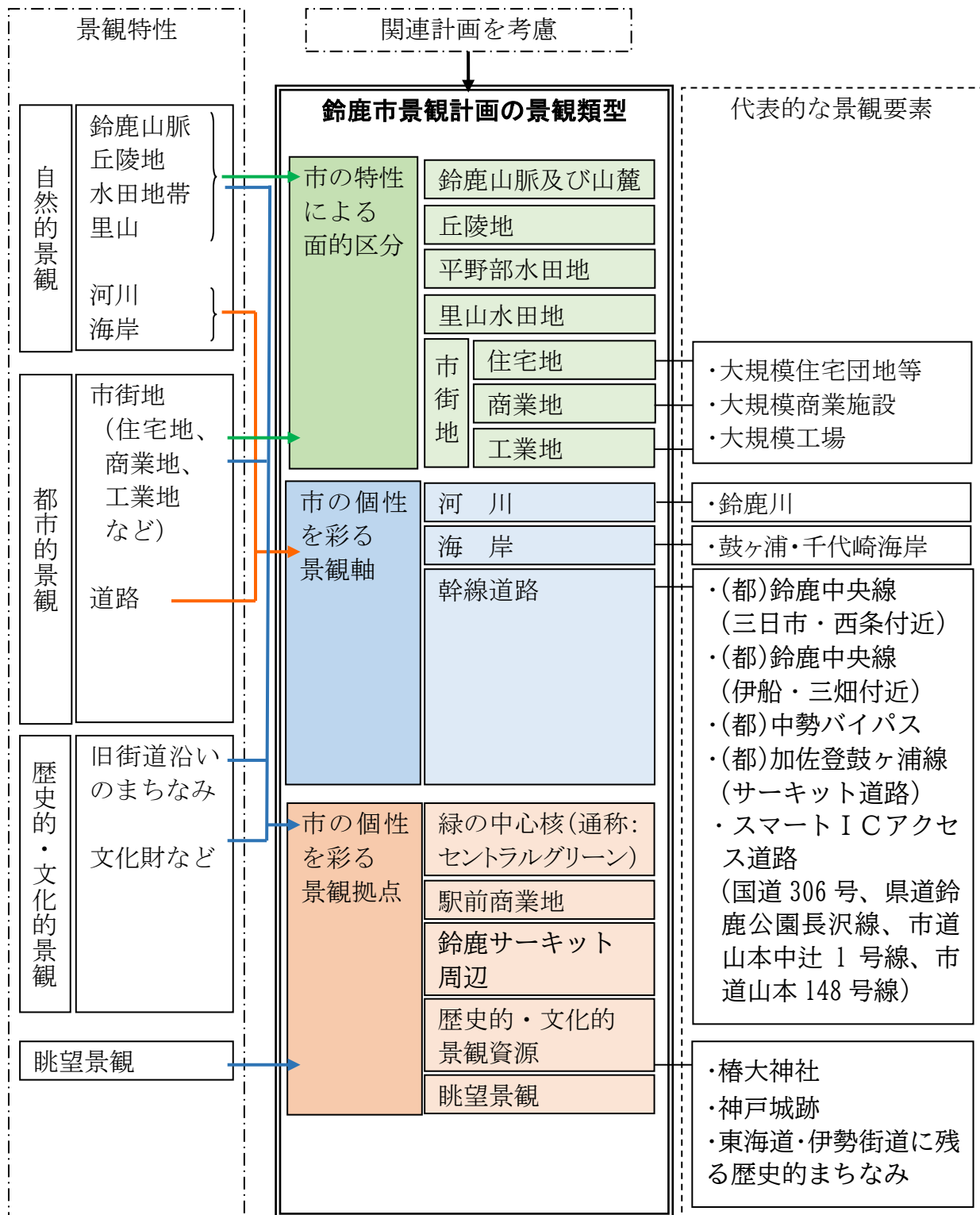
拠点となる類型としては、緑の中心核（通称：セントラルグリーン）、3つの駅前商業地、鈴鹿サーキット周辺及び東海道・伊勢街道沿いの宿場町を中心に残るまちなみや史跡、文化財など市内各所に残された歴史的・文化的景観資源が抽出できます。さらに、海のみえる岸岡山緑地などの視点場及びその周辺は眺望景観として拠点に加えます。

#### 【各類型の代表的な景観要素】

各類型の中で、本市において景観上、特に重要と考えられる代表的な景観要素として、次図に示すものが挙げられます。



■ 景観類型の体系図



これらの景観類型に該当する地域は、鈴鹿市都市マスタープランの土地利用方針図を基本として、市の特性による面的区分は表1に、市の個性を彩る景観軸・拠点は表2に示すとおりです。

表1 市の特性による面的区分

景観の面的区分		土地利用方針図のゾーン分類等		
自然的景観	都市計画区域外・市街化調整区域	①鈴鹿山脈及び山麓	都市計画区域外（鈴鹿国定公園）	
		②丘陵地	市街化調整区域のうち鈴鹿川以北の丘陵地	
		③平野部水田地	市街化調整区域のうち丘陵地・里山水田地以外の平野部水田地	
		④里山水田地	市街化調整区域のうち（都）中勢バイパス以西・（都）汲川原橋徳田線以南西・（市）関亀山鈴鹿線以南の囲まれた里山水田地	
都市的景観	市街化区域	市街地	⑤住宅地	低層住宅ゾーン、中高層住宅ゾーン、一般住宅ゾーン、学術研究ゾーン
			⑥商業地	商業ゾーン、近隣商業ゾーン、沿道利用ゾーン
			⑦工業地	既存工業ゾーン

表2 市の個性を彩る景観軸・拠点

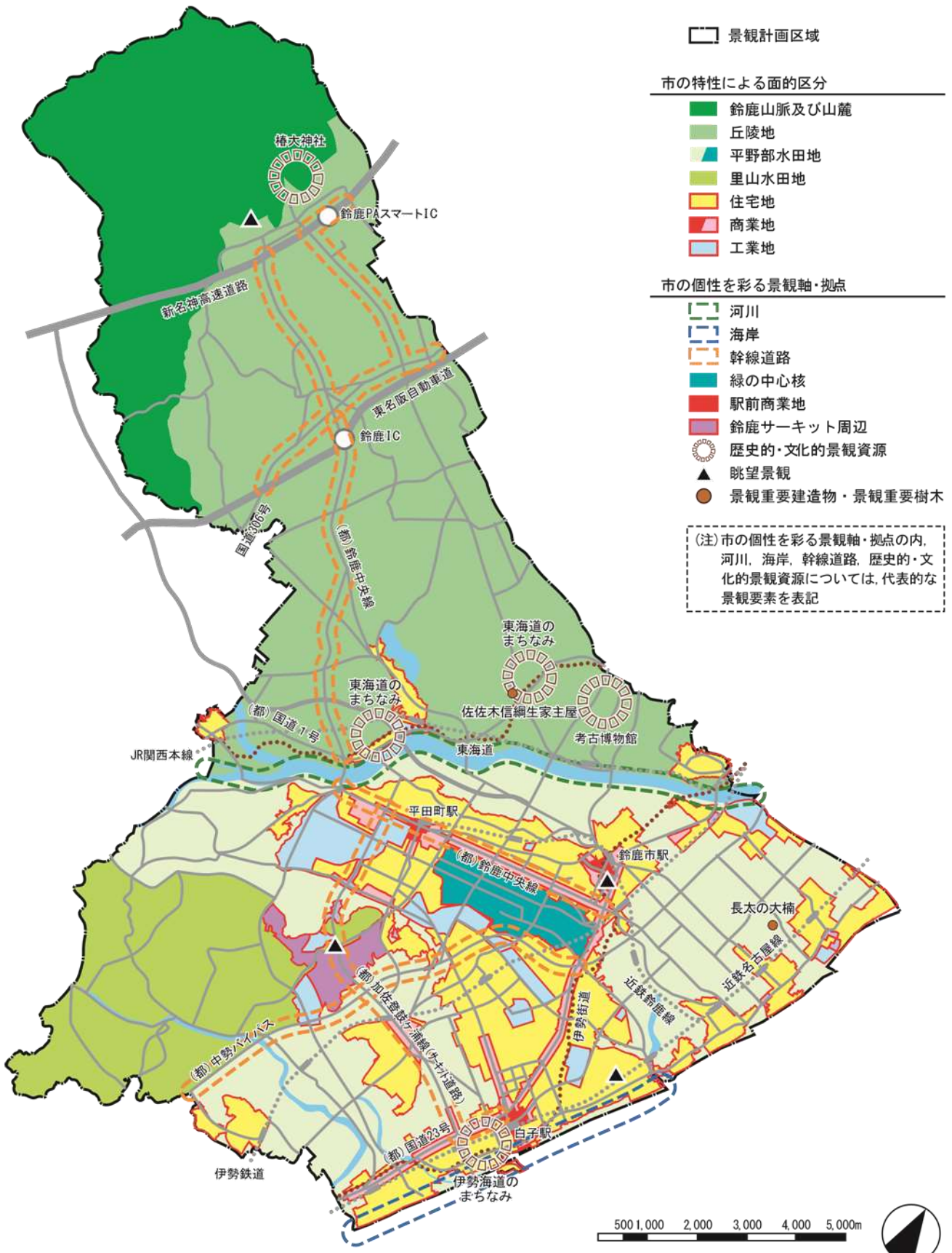
景観の種類		土地利用方針図のゾーン分類等
景観軸	①河川※	一級河川・二級河川
	②海岸※	伊勢湾
	③幹線道路※	主要幹線道路（国土軸、広域幹線軸及び地域幹線軸）
景観拠点	①緑の中心核	緑の中心核（通称：セントラルグリーン）
	②駅前商業地	商業ゾーン
	③鈴鹿サーキット周辺	スポーツ・レクリエーションゾーン
	④歴史的・文化的景観資源※	東海道、伊勢街道、地域のシンボルとなる文化財（国・県・市指定文化財）、椿大神社、神戸城跡、景観重要建造物、景観重要樹木、登録・認定地域景観資産
	⑤眺望景観	海のみえる岸岡山緑地、桃林寺、鈴鹿サーキットの交差点付近、市役所展望ロビー

※市の個性を彩る景観軸・拠点の影響範囲については次のとおりです。

景観軸（①河川、②海岸、③幹線道路）：周囲 100 メートル以内の区域

景観拠点（④歴史的・文化的景観資源）：周囲 50 メートル以内の区域

## ■ 景観類型図



## 2 景観類型別の方針

景観類型別に景観特性・景観形成方針を次のように設定します。

### (1) 市の特性による面的区分

#### ① 鈴鹿山脈及び山麓

##### 【景観特性】



山麓からは鈴鹿山脈の雄大な山なみが間近に望める。



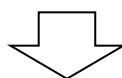
入母屋の家なみが山麓の集落景観を特徴づけている。



椿大神社は、山麓の自然的景観と一体となって、荘厳な景観を演出している。

##### 【景観形成方針】

市内のどこからでも望める鈴鹿山脈の景観は本市の重要な財産であり、山麓の茶畑などの景観を含め、自然的景観の保全を進めます。



- 国定公園として親しまれる鈴鹿山脈の自然景観の保全を図ります。
- 周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に取り組みます。
- 山麓部に立地する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- 周辺住民等との協働により、山麓の景観保全活動などを通じて、一帯の自然的景観の保全を図ります。

## ② 丘陵地

### 【景観特性】



サツキ畑は、地域独特の田園景観を形成している。



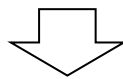
周辺住民等によりカンナの花が沿道に植えられている。



生垣や平地林などにより、緑豊かな景観となっている。

### 【景観形成方針】

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。



- 特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
- 茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和を図ります。
- 周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

### ③ 平野部水田地

#### 【景観特性】



市街地の周辺に田園景観が広がっている。



集落内の曲がりくねった道路は狭いながらも、集落らしさを表している。



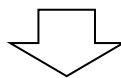
田園の中に立つ長太の大楠は、地域の景観的シンボルとなっている。



水平方向に広がる水田地帯にあっては、鉛直方向の電柱や鉄塔などが立ち並んでいる。

#### 【景観形成方針】

広がりのある田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。



- 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進を図り、それらのもたらず田園景観の保全に取り組みます。
- 田園地帯に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和を図ります。
- 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの景観形成活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

#### ④ 里山水田地

##### 【景観特性】

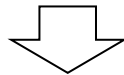


水田、里山林、集落が一体となった田園景観を形成している。

県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通Gスポーツの杜）に至る沿道には、広葉樹が植えられ、自然的景観を彩っている。

##### 【景観形成方針】

水田などの農地と集落、背後の里山林が一体となった田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。



- 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進とともに、周辺住民等との協働のもと、里山林の適正な維持管理や自然とふれあうレクリエーション空間などとしての活用を図り、農地や里山の自然的景観の保全に取り組みます。
- 水田や里山に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和を図ります。

市街地（⑤ 住宅地 ⑥ 商業地 ⑦ 工業地）

【景観特性】



街路樹や一定のルールで設けられた生垣により、緑豊かで統一感のある住宅地景観が形成されている。



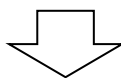
市内には、多くの大規模商業施設が立地している。



工場敷地外周の緑地帯が開放的で親しみのあるイメージとなっている。

【景観形成方針】

緑化推進などによるゆとりとうるおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。また、適切な空き家の管理を行うことにより、良好な景観の保全に努めます。



- 市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備や適切な維持管理、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成を推進します。
- 駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観の形成を誘導します。
- 建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

【鈴鹿市における代表的な景観要素】

《大規模住宅団地等》

専用住宅地として良好な住環境を確保するため、緑化の推進などによるゆとりとうるおいのある景観の形成を進めます。

- 街路樹や公園の緑、周辺の里山などは、周辺住民等との協働による適正な維持管理により景観の保全を図ります。
- 地区計画や地区別景観づくり計画などにより、住宅地ごとに緑化や建物のデザインのルール化を促進し、まちなみの統一を図ります。



- まちなみのルールづくりに当たっては、開発時期の新しい団地や古い団地など、それぞれの景観面における課題に応じた適切な対応を図ります。
- 道路など公共施設の改修などに当たっては、良好な住宅地景観と調和した景観形成を推進します。

〈道路の改修イメージ〉



《大規模商業施設》

大規模商業施設は周辺地域などから多くの人が集まる施設であるとともに、周辺の景観に多大な影響を及ぼす施設でもあることから、周辺の景観をできる限り阻害しないよう誘導するとともに、地域の魅力向上に資する景観づくりを進めます。

- 商業施設の敷地内においては、事業者に対し、できる限り多くの緑化と適正な維持管理の促進を図ります。
- 周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、周辺景観の中心となる施設として、地域に親しまれる景観へと誘導します。

《大規模工場》

市街地内に多数立地する大規模工場は、防災面での安全性を確保しつつ、うるおいのある工業地景観の形成を進めます。

- 工場の建物は、周辺景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 工場の敷地外周部の緑地帯を地域に親しまれる景観へと誘導します。

## (2) 市の個性を彩る景観軸

### ① 河川

#### 【景観特性】



汲川原橋からは、鈴鹿川の景観とともに、鈴鹿山脈の山なみも一望できる。



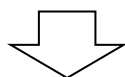
定五郎橋付近では、河畔林を含めた自然豊かな鈴鹿川の景観が望める。



市民が鈴鹿川の自然とふれあうことができるイベントなどが行われている。

#### 【景観形成方針】

河川がもたらす水辺景観は、市民の生活にうるおいを与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。



- 護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に取り組みます。
- 周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 周辺住民等との協働による生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。

#### 【鈴鹿市における代表的な景観要素】

##### 《鈴鹿川》

鈴鹿川の自然的景観を大切にし、その保全とともに、広く市民に親しまれる川づくりを進めます。

- 護岸などの公共施設の整備においては、素材や色彩、緑化への配慮により、鈴鹿川の自然的景観と調和するよう施設管理者へ働きかけます。
- 周辺の建築物などは、鈴鹿川の自然的景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 周辺住民等との協働による河川管理活動や自然観察会などを通じて、市民が鈴鹿川の自然とふれあえる機会の増加を図ります。

## ② 海岸

### 【景観特性】



鼓ヶ浦や千代崎海岸では、市民が様々なレジャーを楽しんでいる。



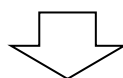
海苔の養殖や船引き網などの漁をする風景が、地域の海岸景観の特徴となっている。



白砂青松の海岸景観だが、河川からの土砂供給の減少や周辺の開発などに伴い、砂浜や松並木の減少している。

### 【景観形成方針】

伊勢湾に面する本市の海岸は、海苔の養殖や船引き網などの漁が行われ、また、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。



- 海辺の環境保全に努めるとともに、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。
- 護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう施設管理者へ働きかけます。
- 周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。

### 【鈴鹿市における代表的な景観要素】

#### 《鼓ヶ浦・千代崎海岸》

鼓ヶ浦海岸では白砂青松の海岸景観の保全・育成とともに、観光資源としての魅力向上にも配慮した景観づくりを進めます。

- 堤防道路沿いの建築物などは、白砂青松の眺望を阻害しないよう周辺の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- 海岸の美化など、既に多くの市民活動が行われており、こうした活動を支援することにより、海岸の自然的景観の保全と育成を図ります。

### ③ 幹線道路

#### 【景観特性】



(都)鈴鹿中央線（三日市・西条付近）沿いには多くの店舗などが建ち並び、沿道型の商業地を形成している。



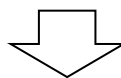
(都)鈴鹿中央線（伊船・三畑付近）では茶畑・サツキ畑の個性的な景観とともに、鈴鹿山脈の山なみも望める。



(都)中勢バイパスの周辺では、田園などの自然的景観が広がっている。

#### 【景観形成方針】

幹線道路及び周辺の景観は市民や来訪者にまちのイメージを印象づける重要な要素であるため、道路本体の修景とともに、周辺住民等との協働のもと、良好な沿道景観の保全・創出を進めます。



- 無電柱化、歩道の美装化、街路樹の適正な配置や維持管理等の手法により道路の景観整備を推進します。
- 周辺住民等との協働による幹線道路への花植え・清掃などの景観形成活動を通じて、良好な沿道景観の保全を図ります。
- 周辺住民等との協働のもと、看板類の適正な掲示や緑化の推進など、良好な沿道景観の保全・創出に向けたルールづくりを推進します。
- 高速道路などは、道路外部からの見え方を含め、周辺景観と調和するよう働きかけます。

#### 【鈴鹿市における代表的な景観要素】

##### 《(都)鈴鹿中央線（三日市・西条付近）》

沿道に多くの店舗が建ち並び、にぎわいのある(都)鈴鹿中央線（三日市・西条付近）は、本市の顔としてふさわしい景観の創出が求められ、沿道住民と行政が一体となってシンボルロードとしての景観づくりを進めます。

- 周辺住民等との協働のもと、看板類のデザインや緑化など、具体的な景観形成に向けたルールづくりを推進します。

- 沿道の公共施設の整備においては、景観の向上に十分配慮した施設整備を推進します。
- 沿道景観に大きな影響を及ぼす大規模な公共施設や工場、店舗については、できる限り多くの緑化等を促進することで周囲の良好な景観形成を図ります。

#### 《(都)鈴鹿中央線（伊船・三畑付近）》

(都)鈴鹿中央線（伊船・三畑付近）は東名阪自動車道鈴鹿 I C と市街地を結ぶ重要な道路であり、茶畑・サツキ畑などの特徴的な景観を活かし、緑が豊かで“鈴鹿らしさ”を感じられる沿道景観の形成を図ります。

- 工場や流通関連施設などの大規模施設については、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導と緑化の促進を図ります。
- 沿道の広々とした茶畑・サツキ畑などの景観を阻害する野立て看板などの設置を規制します。

#### 《(都)中勢バイパス》

(都)中勢バイパスは、周辺地域の景観に与える影響が大きいことから、周辺の自然的景観との調和や、沿道市街地に対する景観的な影響の緩和とともに、道路からの眺望にも配慮した景観づくりを進めます。

- (都)中勢バイパスについては、周辺に威圧感を与えないよう国へ働きかけます。
- 道路からの眺望に配慮し、野立て看板などの設置を規制します。

#### 《(都)加佐登鼓ヶ浦線（サーキット道路）》

(都)加佐登鼓ヶ浦線（サーキット道路）は、国内外から多くの観光客が訪れる鈴鹿サーキットへのアクセス道路です。このことから、広く本市のイメージを印象づける道路であるため、沿道の自動車・バイク関連の店舗などが多く立地する特性を活かしながら、鈴鹿らしい魅力ある景観づくりを進めます。

- 歩道の修景などにより、周辺の景観との調和に取り組みます。
- 周辺住民等との協働のもと、看板類のデザインや緑化など、具体的な景観形成に向けたルールづくりを推進します。
- ルールづくりに当たっては、(都)中勢バイパス交差点付近から見える鈴鹿サーキットの眺望の保全にも配慮します。

## 《スマート I C アクセス道路》

(国道 306 号、県道鈴鹿公園長沢線、市道山本中辻 1 号線、市道山本 148 号線)

スマート I C アクセス道路は、鈴鹿 P A スマート I C と市街地を結ぶ重要な道路であり、6 次産業<sup>\*</sup>施設や観光施設、工場や物流施設など新たな土地需要が予想されています。その沿道は、茶畑・サツキ畑などの特徴的な景観を有しており、それらを活かし、周辺住民・事業者と行政が一体となって緑が豊かで“鈴鹿らしさ”を感じられる沿道景観の形成を図ります。

- 周辺住民等との協働のもと、建築物・屋外広告物のデザインや緑化など、具体的な景観形成に向けたルールづくりを推進します。
- 6 次産業施設や観光施設、工場や流通関連施設などの大規模施設については、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導と緑化の促進を図ります。
- 沿道の広々とした茶畑・サツキ畑などの景観を阻害する野立て看板などの設置を規制します。

---

<sup>\*</sup>6 次産業：農林漁業者(1 次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくこと。

### (3) 市の個性を彩る景観拠点

#### ① 緑の中心核（通称：セントラルグリーン）

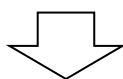
##### 【景観特性】



神戸・牧田・白子の主要地区のほぼ中央に、市街地に囲まれた大規模な優良農地が広がっており、貴重な緑地空間となっている。

##### 【景観形成方針】

市街地に囲まれた田園地帯は、本市を特徴づける鈴鹿らしい重要な景観資源であり、今後とも保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。



- 生産性の高い一団の優良農地として保全するため、営農環境を阻害する建築や開発を抑制するよう誘導し、これにより一帯の景観の保全を図ります。
- 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

## ② 駅前商業地

### 【景観特性】



かんべ本通りでは、再開発とまちづくり協定によりまちなみの整備が図られている。



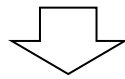
白子駅周辺の通りでは、特徴ある街路灯による景観の演出が図られている。



平田町駅周辺では、歩道の修景などにより快適な歩行者空間の整備がなされている。

### 【景観形成方針】

商業地の特性を活かした良好な景観の創出を目指し、市民と行政との協働により、魅力ある景観づくりを進めます。



- 白子駅周辺では、交通ターミナル型商業拠点としてののにぎわいの創出とともに、伊勢街道沿いの歴史・文化や海辺に最も近い主要駅という特徴を活かし、個性的で魅力ある景観の形成を図ります。
- 鈴鹿市駅周辺では、伊勢街道をはじめとする歴史・文化を活かしながら地域全体の良好な景観の形成を図ります。
- 平田町駅周辺では、広域型商業拠点としてのまちづくりを進めるとともに、主に(都)鈴鹿中央線沿いにおいて、歩いて楽しい沿道景観の創出を図ります。



### ③ 鈴鹿サーキット周辺

#### 【景観特性】



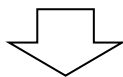
観覧車は遠くからも望め、市街地の景観の特徴にもなっている。



鈴鹿青少年の森（ダイセーフォレストパーク）は、三重県のPark-PFI事業※により、新たな集客拠点として整備された。

#### 【景観形成方針】

国内外から多くの人々が訪れる場所であり、より一層の魅力向上に向けた景観づくりを進めます。



- 本市の観光拠点として、にぎわいのある空間にふさわしい景観へと誘導します。
- 非日常空間としての色使いなど、訪れる人々がより楽しく感じられるような景観へと誘導します。

※Park-PFI事業：公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する制度

#### ④ 歴史的・文化的景観資源

##### 【景観特性】

〈地域らしさを感じられる歴史的・文化的景観資源の例〉



伊勢街道沿いに残る歴史的な  
まちなみ



東海道庄野宿のまちなみに残  
る旧小林家住宅



東海道石薬師宿のまちなみに残  
る佐佐木信綱生家主屋



地蔵大マツ



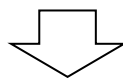
椿大神社



神戸石取祭

##### 【景観形成方針】

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。



- 歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に取り組みます。
- 古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

##### 【鈴鹿市における代表的な景観要素】

###### 《東海道・伊勢街道に残る歴史的まちなみ》

歴史的建造物の保全とともに、沿道のデザイン誘導などによりまちなみの連続性を確保するなど歴史観光拠点の活性化を図ります。

- 伊勢型紙資料館、佐佐木信綱記念館などの歴史観光拠点施設の魅力の向上を図

ります。

- 周辺住民等との協働のもと、空き家・空き地の利活用の促進により、歴史的なまちなみの保全に取り組みます。
- 旧街道の無電柱化、舗装の美装化、入口部へのサインの設置等の手法により、公共空間における魅力的な景観の創出に取り組みます。
- 旧街道では、道筋が不明確になっている個所を補完する措置として、サインや案内板の設置を推進します。
- 沿道の建物や垣・さくなどについて、歴史的なまちなみに調和したデザイン誘導を図ります。
- 周辺住民等との協働による歴史的なまちなみ保全活動を通じて、歴史的な景観の保全・活用を図ります。
- 旧街道歩きなどのイベントを通じ、歴史的価値に対する市民意識の高揚に取り組みます。

#### 《椿大神社》

後背の鈴鹿山脈の自然的景観と椿大神社の歴史的・文化的景観資源を保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。

- 周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に取り組みます。
- 椿大神社などの周辺の建築物などは、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。
- 周辺住民等との協働のもと、椿大神社及びその周辺部については、椿大神社を核として歴史観光拠点にふさわしい景観整備に努めます。

#### 《神戸城跡》

神戸城跡とその周辺の寺社の保全活用を図りながら、地域の歴史を追想する景観づくりを進めます。

- 周辺住民や教育機関等との協働による景観形成活動を通じて、神戸公園の賑わいの創出を図り、魅力を高めていきます。
- 神戸城跡の保存を図るとともに、その周辺の歴史的建造物等の保全活用を促すことにより、神戸の歴史を感じられるような景観の演出を推進します。

## ⑤ 眺望景観

### 【景観特性】

〈市内の代表的な眺望景観〉



海のみえる岸岡山緑地の展望台は伊勢湾を一望できる視点場として、広く市民に親しまれている。



鈴鹿サーキットの交差点付近からは、にぎわいあるサーキットの背景として伊勢湾の眺望が楽しめる。



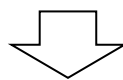
桃林寺からは鈴鹿の市街地が一望できる。



市役所展望ロビーは360°の眺望が楽しめ、市民の憩いの場としても親しまれている。

### 【景観形成方針】

市域を一望できる展望台など、良好な景観を眺望できる視点場の保全とともに、そこから望める眺望に配慮した景観づくりを進めます。



- 視点場の保全とともに、眺望を遮る樹木などの適正な維持管理に取り組みます。
- 視点場から眺められる建築物などは、伊勢湾などの良好な眺望との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

## 第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為
- 2 景観形成基準



## 第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項

### 1 届出対象行為

#### (1) 届出対象行為

良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすと考えられる次の行為について、景観法第16条第1項及び第2項に基づく届出の対象とし、これらの行為にあつては、次項の景観形成基準に適合する必要があります。

ただし、地区別景観づくり計画において、別途「行為の制限に関する事項」が定められている場合には、同計画によるものとします。

#### ■ 届出対象行為

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの			
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
工作物の種類（その他これに類するものを含む）	規模		
① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱	高さが30mを超えるもの		
② 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む） アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱（①に掲げるものを除く） 装飾塔、記念塔 高架水槽、サイロ、物見塔 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車	高さが10mを超えるもの		
		③ 擁壁、さく、塀	高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
		④ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント 自動車車庫の用途に供するもの 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・築造面積が1,000㎡を超えるもの
⑥ 橋りょう、歩道橋	次のいずれかに該当するもの ・幅員が10mを超えるもの ・長さが20mを超えるもの		
⑦ ①から⑥に掲げる工作物のうち、建築物又は①から⑥に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（①に掲げるものにあつては30m）を超えるもの		

## ■ 届出対象行為（続き）

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積1,000㎡を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、その長さが10mを超えるもの
木竹の伐採
・行為に係る土地の面積1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積1,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超えるもの

### 【届出の対象から除外する行為】

景観法第16条第7項の規定により、届出の対象から除外する行為は以下のとおりです。

ア 景観法第16条第7項各号に規定する行為

イ 景観法第16条第7項第11号に基づき鈴鹿市景観づくり条例で規定する以下の行為

<p>〈鈴鹿市景観づくり条例の規定により、届出の対象から除外する行為〉</p> <p>1 軽微な行為等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>・ 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの</li> <li>・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の1/2以下のもの。ただし、アクセント色を使用する場合を除く。</li> <li>・ 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの</li> <li>・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の1/2以下のもの。ただし、アクセント色を使用する場合を除く。</li> <li>・ 駐車場及び資材置場の用に供する目的で行う土地の形質の変更</li> <li>・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの</li> <li>・ 市長が、良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為</li> </ul> <p>2 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第10条の2、第34条第2項</li> <li>・ 自然公園法第10条各項、第16条各項、第20条第3項、第21条第3項、第68条第1項</li> <li>・ 砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）</li> <li>・ 三重県立自然公園条例第9条第1～3項</li> </ul> <p>3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</p>
--

## (2) 特定届出対象行為

景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は、以下のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

## (3) 届出対象行為に当たらない行為

一般の住宅や小規模な店舗等の届出対象行為に当たらない建築物の建築等の行為について、鈴鹿らしい良好な景観への誘導を図るため、次項の景観形成基準を参考にして進めていくことが望まれます。



## 2 景観形成基準

前項で定めた届出対象行為については、第3章の景観類型別の方針を踏まえ、周辺の景観を阻害することのないよう該当する景観類型（市の特性による面的区分、市の個性を彩る景観軸・拠点）の全ての景観形成基準に適合する必要があります。

また、届出対象行為に付随して太陽光発電施設を設置する場合は、これらの景観形成基準に加え、太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準への適合も必要になります。

なお、地域の良い景観の形成に寄与するなど、鈴鹿市景観計画の実現に資すると認められる行為については、景観審議会の意見を聴取したうえで、この基準によらないことができます。

### (1) 基本的事項

景観形成基準〔基本的事項〕	
a)	景観類型別の方針に従い、地域特性を尊重して良好な景観の保全・創出に努めること。
b)	地域の自然や歴史・文化などが織りなす景観特性を十分に把握し、地域の景観との調和に配慮すること。
c)	行為を行う場所は、主要な視点場からの眺望を妨げないなど、できる限り地域の景観を阻害しない場所を選択すること。
d)	一体の敷地内に複数の建築物や工作物などを設ける場合には、全体としてまとまりのあるデザインとすること。
e)	行為を行う場所が複数の種類の景観に影響を及ぼす場合には、それぞれの類型の方針に配慮すること。

### (2) 個別事項

#### 1) 建築物・工作物

建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に対する景観形成基準（遵守事項・協議事項）は、次のとおりです。

遵守事項 (定量的基準)	良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないよう景観形成上遵守すべき基準
協議事項 (定性的基準)	質の高い景観を形成するよう景観形成上協議調整すべき事項

<遵守事項>

遵守事項については、市全域の共通事項として定めると次表のとおりです。

遵守事項							
色彩	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY、G、BG、B、PB、P、RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R、YR、Yの場合	6以下	その他（GY、G、BG、B、PB、P、RP）の場合	2以下
使用する色相	使用可能な彩度						
R、YR、Yの場合	6以下						
その他（GY、G、BG、B、PB、P、RP）の場合	2以下						
緑化	<p>建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。ただし、市街化区域外での行為において、市長が認めた場合はこの限りでない。</p>						

<協議事項>

協議事項については、景観類型ごとに定めると下表のとおりです。

なお、景観類型の境界付近については、両方の協議事項が適用されます。

■市の特性による面的区分

①鈴鹿山脈及び山麓

	協議事項
配置・規模	建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。
	建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑、集落、後背の山なみと調和した屋根形状とする。
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。

	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲									
Rの場合	5～8程度	2程度以下									
YR～2.5Yの場合		3程度以下									
その他の場合		2程度以下									
	<p>大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>										
	<p>中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>										
	<p>大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>										
	<p>長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>										
素材	<p>建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>										
	<p>建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>										
	<p>建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p>										
緑化	<p>道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。</p>										
	<p>敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>										
	<p>大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>										
	<p>大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。</p>										
	<p>大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。</p>										
	<p>敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。</p>										
	<p>保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮す</p>										

	る。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

②丘陵地

協議事項												
配置・規模	建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。											
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。											
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。											
	建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。											
形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。											
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。											
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。											
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。											
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。											
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。											
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。											
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。											
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="2">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合		2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲									
	Rの場合	5～8程度	2程度以下									
YR～2.5Yの場合	3程度以下											
その他の場合		2程度以下										
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。												
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。												

	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむ

	<p>を得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>
--	---



③平野部水田地

協議事項											
配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線、優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。										
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。										
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線、優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。										
形態・外観	建築物は、後背の水田や里山を意識した勾配屋根を採用するなど、田園景観と調和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。										
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。										
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。										
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。										
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
	Rの場合	5～8程度	2程度以下								
YR～2.5Yの場合	3程度以下										
その他の場合	2程度以下										
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。											
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。											

	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむ

	<p>を得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>
--	---

④里山水田地

協議事項											
配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。										
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。										
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように建築物の分棟化や高さに変化をつける。										
形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、水田、集落、後背の里山と調和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。										
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。										
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。										
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。										
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
	Rの場合	5～8程度	2程度以下								
YR～2.5Yの場合	3程度以下										
その他の場合	2程度以下										
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。											
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。											

	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむ

	<p>を得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>
--	---

⑤住宅地

協議事項													
配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。												
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。												
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。												
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。												
形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。												
	建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。												
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。												
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。												
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。												
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。												
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。												
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R～2.5 Yの場合</td> <td rowspan="4">5～9程度</td> <td>4程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Yの場合	5～9程度	4程度以下	2.6 Y～10 Yの場合	2程度以下	B～PBの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲										
	R～2.5 Yの場合	5～9程度	4程度以下										
2.6 Y～10 Yの場合	2程度以下												
B～PBの場合	2程度以下												
その他の場合	1程度以下												
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。													
大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。													

	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
素材	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出



	しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
--	--

⑥商業地

	協議事項
配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
形態・外観	建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。
	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
	建築物の低層部には、アクセントカラーなどを積極的に用いるなど、まちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。
素材	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。

緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

⑦工業地

協議事項													
配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。												
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。												
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。												
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。												
形態・外観	建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。												
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。												
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。												
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。												
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。												
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。												
	■推奨色												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="4">6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	B～PBの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲										
	Rの場合	6～9程度	2程度以下										
	YR～2.5Yの場合		3程度以下										
B～PBの場合	2程度以下												
その他の場合	1程度以下												
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。													
大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。													
長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るな													

	ど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
素材	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望

見られることのないものである場合は、この限りでない。
----------------------------

■市の個性を彩る景観軸

①河川

協議事項											
配置・規模	建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。										
	建築物等は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。										
形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。										
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
Rの場合	5～8程度	2程度以下									
YR～2.5Yの場合		3程度以下									
その他の場合		2程度以下									
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。											
素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										

②海岸

協議事項											
配置・規模	建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。										
	大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物等は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。										
形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。										
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>Y R～2.5 Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	Y R～2.5 Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
Rの場合	5～9程度	2程度以下									
Y R～2.5 Yの場合		3程度以下									
その他の場合		2程度以下									
大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。											
素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
緑化	敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。										



### ③幹線道路

	協議事項
配置・規模	田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。
	高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。
	携帯電話基地局の設置場所は、幹線道路沿いを避けて配置する。

■市の個性を彩る景観拠点

②駅前商業地

	協議事項
形態・外観	建築物は、建築物の相互の協調により、地域の特色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。
	低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じられる景観を形成する。
	ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、賑わいのある魅力的な街路景観を形成する。

④歴史的・文化的景観資源

	協議事項										
配置・規模	建築物等は、高さを抑えるとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。										
	建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。										
形態・外観	建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れて歴史的まちなみの連続性を確保する。										
色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	1程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
	Rの場合	2～7程度	2程度以下								
YR～2.5Yの場合	3程度以下										
その他の場合	1程度以下										
歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。											
大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高めの明度を用いるなど、周囲との調和に配慮する。											

素材	建築物の低層部には、伝統的に使用されてきた素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
緑化	歴史的まちなみに調和した緑化を行う。
その他	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。

### ⑤眺望景観

	協議事項
配置・規模	建築物等は、主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。

## 2) 土地の形質の変更等

土地の開墾その他の土地の形質の変更、木竹の伐採及び屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準（協議事項）は、下表のとおりです。

### <協議事項>

協議事項については、景観類型ごとに定めると下表のとおりです。

なお、景観類型の境界付近については、両方の協議事項が適用されます。

### ■市の特性による面的区分

#### ①鈴鹿山脈及び山麓 ②丘陵地 ③平野部水田地 ④里山水田地

土地の開墾その他の土地の形質の変更	造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。
	行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
木竹の伐採	伐採を行う場所は、道路などの公共の場所から見えやすいところを避ける。
	敷地内にある樹木等は積極的に保存し、伐採面積は必要最小限とする。また周囲から地肌が極力見えないように配慮するとともに、行為地が外部から見えないよう敷地外周部の樹木等を保存するなど周辺景観との調和を図る。
土石の採取又は 掘採	採取又は掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。
	採取又は掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。
	採取又は掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。

屋外における土石等の 物件の堆積	堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
	堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。
	堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地

土地の開墾その他の土地の形質の変更	造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。
	行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
木竹の伐採	伐採を行う場所は道路などの公共の場所から見えやすいところを避ける。
	敷地内にある樹木等は積極的に保存し、伐採面積は必要最小限とする。また周囲から地肌が極力見えないように配慮するとともに、行為地が外部から見えないよう敷地外周部の樹木等を保存するなど周辺景観との調和を図る。
土石の採取又は鉞物の掘採	採取又は掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。
	採取又は掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。
	採取又は掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。
屋外における土石等の物の堆積	堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
	堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。
	堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

■市の個性を彩る景観軸

①河川 ②海岸

土地の開墾その他の形質の変更	擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
----------------	---

■市の個性を彩る景観拠点

④歴史的・文化的景観資源

土地の開墾その他の形質の変更	歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。
----------------	--

3) 太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準

太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準（協議事項）は下表のとおりです。

共通事項	反射光が周辺住宅等に影響を与えないようにする等、周辺環境へ配慮する。
	太陽光発電施設の最上部はできる限り低くする。
	太陽光パネルの角度はできる限り抑える。
	太陽光パネルは、黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。
建築物に設置する場合	勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネル最上部が建築物の最上部を越えないようにする。
	陸屋根に設置する場合は、高さを抑えたり、ルーバー等で目立たないようにする。

地上に設置する場合	敷地境界からできるだけ後退させ、圧迫感を軽減させる。
	山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力施設が見えないようにする。
	太陽光発電施設の最上部は2 m以下とする。なお、営農型太陽光発電施設については、営農に支障が出ない範囲において高さをできるだけ低く抑える。
	太陽光パネルの角度は30°以内とする。
	木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限にし、極力地肌が見えないようにする。
	太陽光パネルを分散させることにより、圧迫感を軽減させる。
	植栽や目隠しフェンスなどを配置するなど、道路等から見えにくくする。なお、フェンスを設ける際、その色彩は周辺景観になじむものとする。



## 第5章 良好な景観の形成に向けた方策

- 1 景観資源の抽出と認知度の向上
- 2 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定
- 3 文化財保護法等に基づく重要文化財等の指定等
- 4 地域景観資産の登録・認定
- 5 新しい景観の創造
- 6 三重県屋外広告物条例による許可
- 7 景観重要公共施設の指定
- 8 景観農業振興地域整備計画の策定
- 9 自然公園法の許可基準の特例措置

## 第5章 良好な景観の形成に向けた方策

前章で定めた行為の制限等は、建築物の建築等の行為について周辺景観との調和を求めものです。鈴鹿らしい良好な景観を形成していくには、当該行為を誘導等するだけでなく、既存の景観資源の保全・活用や屋外広告物法等の他法令との連携も必要です。

このため、景観法に基づく制度を活用するとともに、本市の独自施策や他法令との連携を推進することで、総合的な景観づくりを図ります。

### 1 景観資源の抽出と認知度の向上

既存の景観資源の保全・活用を図るため、その前提として、景観資源の抽出と認知度の向上が必要となります。

これまでの景観資源の把握の手法に加え、Instagram等のSNSのツールを用いるなど、時代に応じた情報収集を行い、新たな景観資源の発掘に努めます。

また、得られた地域の景観資源の情報を市民へ提供し、これらへの認知度を高め、景観資源の保全・活用への景観意識の醸成を図ります。

### 2 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

#### (1) 指定の基本的な考え方

景観重要建造物や景観重要樹木は、歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化などから見て、建造物の外観や樹木の姿が景観上の特徴を有し、地域の景観づくりを進める上で特に重要と認められるものを保全するために指定します。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定された場合には、建造物の防火措置や樹木の枯死防止措置など適正な管理義務が課せられます。また、現状変更しようとする際に市の許可が必要になるなど、所有者の権利に一定の制限を課すこととなるため、指定に先立ち、所有者の同意を得るものとします。

#### (2) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、次に示す項目を全て満たすものについて指定の対象とします。

- 道路などの公共の場所から見ることのできる建造物
- 地域の自然、歴史、文化などの特性が外観に現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている建造物
- 外観が優れ、地域の良好な景観に寄与している建造物
- 地域の人々に親しまれ、愛されている建造物

### (3) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、次に示す項目の全てを満たすものについて指定の対象とします。

- 道路などの公共の場所から見る事ができる樹木
- 巨木・古木など、地域の自然、歴史、文化などの特性が現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- 樹姿（樹高、樹形）が優れ、地域の良好な景観に寄与している樹木
- 地域の人々に親しまれ、愛されている樹木

### (4) 景観重要建造物・景観重要樹木への技術的援助等

景観重要建造物・景観重要樹木について、建造物の老朽化や耐震上の問題、樹木の枯死の問題があり、所有者の努力だけでは保全することが大変難しくなっています。そのため、景観アドバイザーを派遣するなど、保全のための技術的援助を行い、景観重要建造物・景観重要樹木の保全に努めていきます。

#### 【具体的活用イメージ】

- ・ 観光振興の視点から、本市の重要な観光資源となる建造物や樹木を指定することが考えられます。
- ・ 地区別景観づくり計画を策定する中で、住民からの発意のもと、伝統的な建築様式を伝える各地区の家屋などの建造物やシンボリックな樹木について指定の提案を受け、市が指定していくことが考えられます。

#### 補 足

##### 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する留意点

- ・ 文化財保護法に基づいて指定された国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物については、同法により保全の措置が講じられるため、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の対象外となっています。
- ・ 樹木単体でなく松林など樹林地として景観保全を図る場合には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や市民緑地などの制度を活用することが考えられます。
- ・ 道路、河川、都市公園など特定公共施設内にある景観上重要な建造物や樹木については、それらを単体で指定するよりも、公共施設全体を景観重要公共施設（本章の7参照）として指定することが望ましいと考えられます。

### 3 文化財保護法等に基づく重要文化財等の指定等

文化財保護法等に基づき指定・登録された建造物・樹木（国宝・重要文化財・特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物など）は、景観法に規定する景観重要建造物・景観重要樹木よりも、現状変更を行う際の規制が厳しくなっています。一方で、その保存に要する補助制度を活用し、文化財等の保護に努めていきます。

### 4 地域景観資産の登録・認定

景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木、文化財保護法等に基づき指定・登録された建造物・樹木のほか、地域の身近に残っている景観資源も、鈴鹿らしい景観を形成する重要な要素として、地域の魅力向上の役割の一翼を担っています。このため、一定の地域における景観の形成上、歴史的又は文化的価値がある建造物・工作物・樹木を登録地域景観資産又は認定地域景観資産として位置づけて、保全・活用のための技術的援助等を行い、地域の身近な景観資源の保全・活用を推進します。

### 5 新しい景観の創造

近年ではSNSの普及・多様化により、だれでも手軽に情報の発信や取得ができるようになりました。SNSが世間に与える影響力はとて大きく、まちの活性化に繋がる様な魅力のある景観づくりの重要度は、今後さらに増していくことが想定されます。

本市は、平成16年にモータースポーツ都市宣言を行いモータースポーツのまちとして観光の振興等に努めており、これらの地域資源等を活かしながら、鈴鹿らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいく必要があります。自然的景観や歴史的・文化的景観などの古き良き景観との調和を図りながら、景観づくりの目標にも定められた「訪れてみたいまちを創造する景観づくり」を実践していくため、景観というチャンネルを通して、人が集い賑わう仕掛けを創造することによって、鈴鹿の魅力の更なる向上に努めていきます。

### 6 三重県屋外広告物条例による許可

（景観法第8条第2項第4号イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）

屋外広告物は、人々に多様な情報を提供するだけでなく、商業地ではにぎわいや活気を演出するなど景観上も重要な役割を果たします。一方で、屋外広告物の乱立は、周辺景観に煩雑なイメージを与え、郊外部の幹線道路沿いなどでは、周辺の良好な自然的景観を阻害する要因になります。

屋外広告物について、良好な商業地景観の創出や、豊かな自然的景観との調和などを進めるため、三重県屋外広告物条例に基づき、適正な指導に努めるとともに、良好な自然的景観が望める幹線道路沿道などにおいては、禁止地域の指定などにより景観保全を進めます。

#### 【具体的活用イメージ】

- ・(都)鈴鹿中央線（伊船・三畑付近）や(都)中勢バイパス、国道 306 号線などは、周辺に農地などの自然的景観が広がっており、それらの良好な景観を保全するため、沿道を三重県屋外広告物条例に基づく禁止地域に指定しています。



屋外広告物の設置規制により、茶畑などの景観が保全された(都)鈴鹿中央線（伊船・三畑付近）

## 7 景観重要公共施設の指定

道路、河川など景観形成において特に重要な公共施設について、施設管理者との協議を進め、景観重要公共施設として指定することができます。景観重要公共施設として指定することで、周辺景観との調和や新たな景観形成を先導するために、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができます。

地域において景観形成活動が積極的に行われ、公共施設も一体となって取り組む必要がある場合や、鈴鹿らしさを特徴づけるなど市の景観形成に特に重要と考えられる場合には、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

#### 【具体的活用イメージ】

- ・市の個性を彩る景観軸にあげた幹線道路や鈴鹿川などを指定することが考えられます。
- ・旧街道に面した歴史的建築物などの保全と合わせて旧街道の舗装景などを進めるため、景観重要公共施設として指定することが考えられます。



旧街道の舗装景イメージ

## 8 景観農業振興地域整備計画の策定

景観農業振興地域整備計画は、農地などがもたらす特徴的な景観の保全、創出を

目的に策定するもので、耕作放棄地など計画に沿った利用がなされない土地に対する勧告や、景観整備機構に指定されたNPO<sup>\*</sup>などによる農地の管理などができるようになります。

本市は、丘陵地の茶畑やサツキ畑、平野部の水田地など特有の景観を有しており、それらの景観を保全するため、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

## 9 自然公園法の許可基準の特例措置

自然公園区域内の特別地域などでは、建築物の建築などは、自然公園法に基づく許可が必要です。自然公園法と一体となって景観形成を行うために、建築物や工作物に関して、自然公園法の許可基準に景観計画で定める許可基準を上乗せすることができます。

本市では、鈴鹿山脈一帯は本市の景観形成にとって非常に重要な要素であり、また、鈴鹿国定公園特別地域（第3種）に指定されていることから、必要が生じた場合には、基準の上乗せについて管理者と協議します。

---

<sup>\*</sup>NPO：特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

## 第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組

- 1 地区別景観づくり計画の策定の仕組み
- 2 各種制度等の活用
- 3 景観意識の醸成



## 第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組

鈴鹿市景観計画では、本市の特性を踏まえて景観類型を設定し、各類型の景観形成の方針を定めています。これをより詳細に検討し、具体的に鈴鹿らしい景観を作っていくためには、地区別景観づくり計画を策定し、景観法に基づく各種制度等の活用を図りながら、市民が主役となって、自ら景観づくりを進めることが重要となります。このことが地域の景観空間を魅力的なものに創造する最も重要な方策と考えています。

### 1 地区別景観づくり計画の策定の仕組み

地区別景観づくり計画は、地域の特性に合わせて、景観法上の様々な制度等を活用することで、市民の主体的な景観づくり活動を支援することを目的としています。市の個性を彩る景観軸・拠点などについて、住民と協働して、地区別景観づくり計画を策定することで、鈴鹿らしい良好な景観を保全・創出していきます。

#### (1) 地区ごとの景観づくりの進め方

景観づくりは、それぞれの地区の実情に応じて様々な取組が考えられます。どの場合においても、各種制度等を総合的かつ一体的に活用していくことが重要です。

それぞれの景観づくりの取組に応じて地区別景観づくり計画を策定します。当該計画の定めることができる事項として、次に掲げる事項があります。ただし、それぞれの取組に応じて事項を追加することができます。

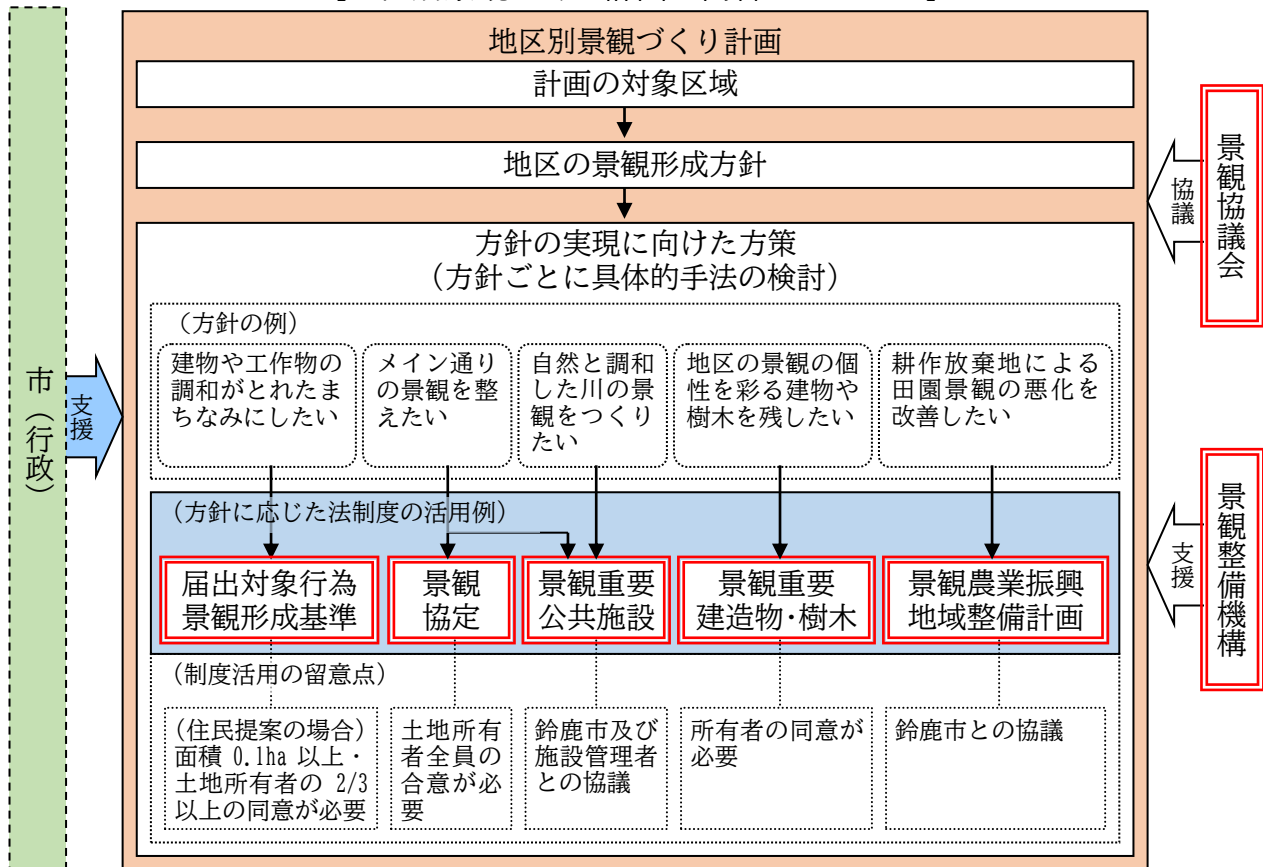
#### 《地区別景観づくり計画》

- (1) 地区の現状・景観特性
- (2) 地区の区域
- (3) 景観形成の目標
- (4) 景観形成の方針
  - 1) 土地利用
  - 2) 地区施設の景観形成
  - 3) 建築物の景観形成（「住宅等の修景」も含む）
  - 4) 緑化に関する景観形成
  - 5) 色彩等の景観形成
  - 6) 景観管理（「景観づくり活動」も含む）
  - 7) 外構部に関わる景観形成
  - 8) 広告物・サイン等に関する景観形成
  - 9) 夜景に関する景観形成
  - 10) 景観資源の保全・活用
- (5) 景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）
- (6) 修景基準（景観形成基準に適合した上で、歴史的まちなみを継承するため、より積極的に魅力ある景観形成に寄与する基準）
- (7) 屋外広告物の基準（屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）



以下に、地区別景観づくり計画の内容について、イメージを示します。

【地区別景観づくり計画の内容のイメージ】



注) 図は、これまでに示した各種制度等の活用について、イメージ的に分かりやすく表現するためのものであり、全ての地区別景観づくり計画に当てはまるものではありません。

## (2) 計画策定に向けた庁内連携

市民によるまちづくり活動は、主に地域の活性化や生活環境の向上などを目的として行われますが、その中には景観に関する要素も多く含まれています。市民のまちづくり活動は、市街地再開発事業などに伴う計画づくりの活動や自治会などによる自治活動など多岐にわたり、行政内部においてもそれらを担当する部署は様々です。そのため、景観づくりと一体となったまちづくり活動が進められるよう、関係部署が連携し、積極的な地区別景観づくり計画の策定を推進します。

## (3) 市民自らの発意による計画策定への支援

市民自らの発意により、様々な制度を活用した地区別景観づくり計画を策定しようとする場合には、それぞれの制度に求められる基準を満たすことが認められた上で、計画策定に向けて積極的に支援します。

一定の地区内の土地所有者等が、計画策定を目的に市の認定を受け、景観形成協議会を設立することができます。この場合には、計画策定に向けて当該協議会に技術的援助等を行います。

## (4) 景観アドバイザー派遣制度の設置

市民主体による計画策定とその運用を支援するとともに、市の景観施策を推進するため、景観等に関する専門的知識を有する人材をアドバイザーとして派遣する制度を設置します。

アドバイザーは景観等に関する専門家や地域の実情について熟知していることが望ましいため、地元の建築士や地区別景観づくり計画の策定に主体的に関わった市民などを選任することが考えられます。

## (5) 景観計画提案制度による計画策定の促進

景観計画提案制度は、景観法第11条に基づき、景観形成協議会のほか、土地所有者やまちづくりNPOなどが、一定の条件を満たした場合に景観計画の策定又は変更を提案することができる制度です。市は、景観計画提案制度に基づき提案された地区別景観づくり計画案を景観計画に位置づけます。

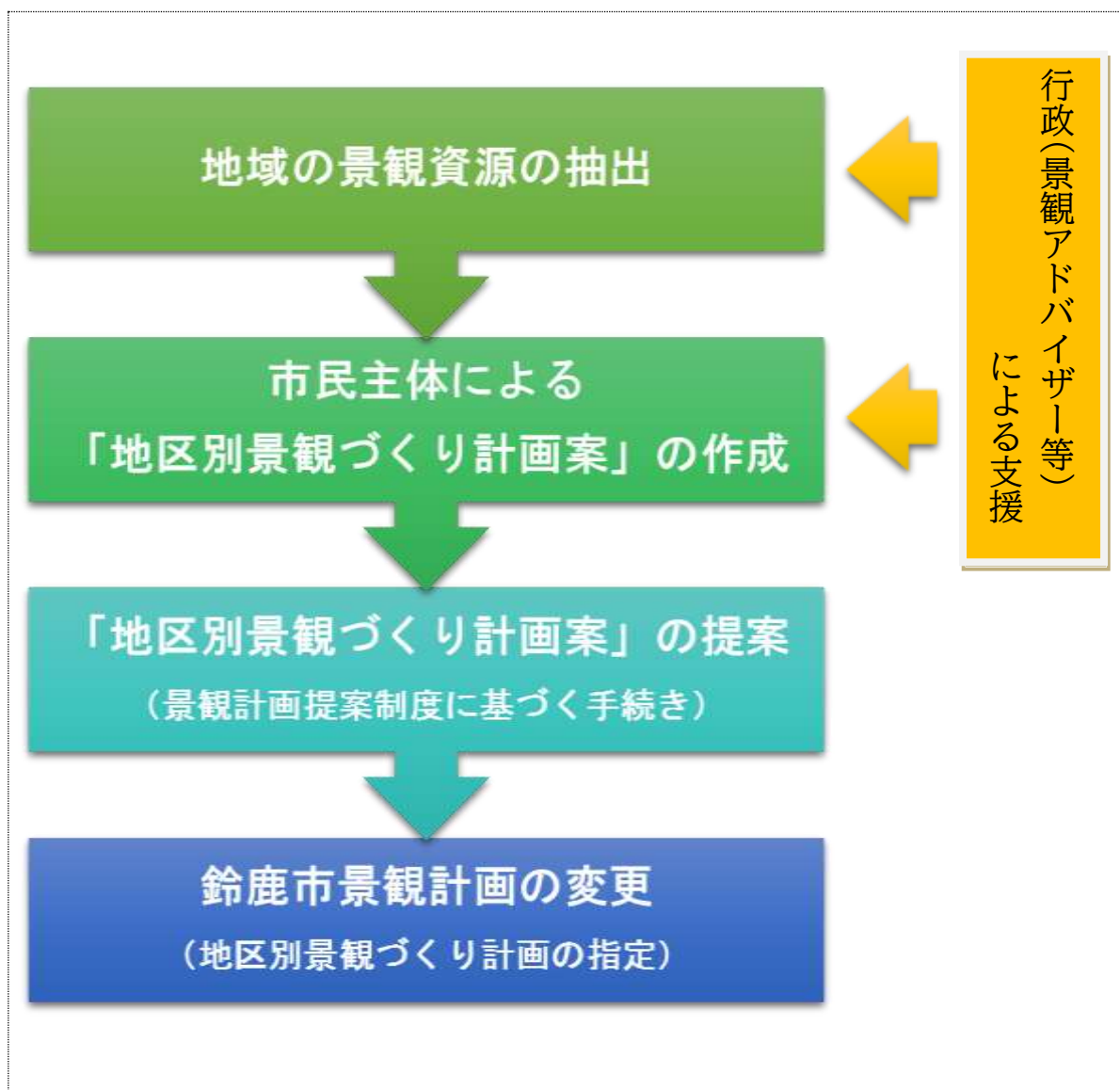
そこで、当該計画案の作成を促進するため、景観計画提案制度の地区の規模面積の規定を引き下げることにより、小規模であっても地区別景観づくり計画の提案ができるようにします。

また、良好な計画的市街地の形成を図るため、土地所有者等が都市計画提案制度に基づく地区計画の提案をしようとする場合、その提案に合わせて、良好な景観づくりを促進するため、景観計画提案制度に基づく「地区別景観づくり計画」の提案

を求めます。

以下に、地区別景観づくり計画の策定に向けた手続きのイメージの一例を示します。

【地区別景観づくり計画の策定手続きのイメージ】



## (6) 景観協議会

景観協議会は、行政や市民などが協働で景観づくりを進める際の話し合いの場であり、地区別景観づくり計画の策定段階やその後の景観づくりの実践段階などにおいて活用できます。

### 【具体的活用イメージ】

- ・ 駅前商業地などにおいて、商業活性化のまちづくりと一体となって良好な景観の創出を図るため、商店街組合などが主体となって協議会を設立
- ・ 鈴鹿山脈の景観保全など広域的な課題に取り組むため、関係自治体などと協議会を設立
- ・ 鈴鹿川の良好な河川景観の形成を総合的に進めるため、管理を行う行政やイベント等を行う市民団体による協議会を設立

## (7) 景観整備機構

景観整備機構は、良好な景観の形成を担う主体として、景観の保全・整備に携わる能力を持つ一般社団法人や一般財団法人、NPOから指定されます。景観整備機構は、住民の景観づくり活動の支援や景観重要建造物・景観重要樹木の管理など良好な景観の形成に必要な業務を行う団体で、地区別景観づくり計画の策定やその後の実践段階においても、景観整備機構の支援を活用し景観づくりを進めることができます。

## 2 各種制度等の活用

市民が地区別景観づくり計画に沿って主体的に景観づくりを進めるために、前章で定めた方策のほか、景観法などに基づく各種制度等の活用を図ります。

### (1) 景観地区

景観地区は、市街地の良好な景観の形成を図るために都市計画法に基づいて市が定めることができる地区です。建築物の形態意匠の制限が都市計画に定められ、地区内で建築などをする際にはこの制限内容に適合する必要があります。このように、景観地区は、景観計画に定める行為の制限よりも厳格に運用されることから、指定に当たっては地域の十分な理解が必要になります。

このため、地区別景観づくり計画の策定などを通じて、景観づくりが継続的に行われる中で、地区内における住民等の景観に対する機運が高まり、より厳格な制限が必要であるという合意が得られる場合には景観地区の指定を市へ要望することができます。

### (2) 景観協定

景観協定は、市民自らが自主的規制として締結するもので、協定内容は行為の制限に定めるような建築物などのデザインのルールや庭先に置く花の手入れの方法など、景観に関する内容であれば自由に決めることができます。さらに、協定地区の規模についても、数軒程度から始めることも可能です。このように、景観協定は市民が主体的に景観づくりを進める上で、比較的初期の段階で利用し易い制度といえます。

#### 【具体的活用イメージ】

- ・道路を景観重要公共施設に指定することと合わせた、通り沿いの住民や事業者による協定の締結
- ・まとまりある良好な景観の形成を目的として、新規の宅地開発に伴う、一人の事業者による協定の締結

### (3) その他の法制度

良好な景観を保全・創出するために、景観法のみならず、都市計画法、建築基準法、都市緑地法など多様な法律に基づく制度があります。

このうち、都市計画法に基づく地区計画制度は、特定の地区において良好なまちなみを保全・創出するために建築物などに独自のルールを定めるもので、本市では、住宅団地などに多く活用されています。そのほか、建築基準法に基づく建築協定や都市緑地法に基づく緑地協定なども市民自らが地域の景観づくりを進めるための制度として活用することができます。

### 3 景観意識の醸成

景観について意識の醸成を図るため、様々な普及啓発活動を推進します。

#### (1) 市のウェブサイトなどによる広報

本市のウェブサイトにおいて景観に関する情報の提供を行っているほか、都市計画課公式Instagramなどにより、市民の景観への関心を高める取組を進めています。

今後は、さらに情報内容の充実を図るとともに、地区別景観づくり計画の策定の様子を随時公開していくなど、市民が景観づくりに取り組むための機運の向上に取り組んでいきます。

#### (2) イベントの開催

観光振興や文化振興の観点から、東海道などにおいて地域の自然や歴史、文化の魅力にふれるまち歩きなどのイベントが開催されており、これらのイベントと連携し、景観づくりの要素を加えるなどして、市民意識の高揚に取り組みます。

また、市民による景観づくりを促進するためのイベントとして、シンポジウムや講演会などの開催を進めます。

#### (3) 表彰制度の創設

景観に関して他のモデルとなるような優れた活動や建築物などを対象に、表彰する制度の創設を進めます。また、表彰された活動などについては、より多くの市民に知っていただけるよう広報やイベントなどを通じて周知活動を行います。

#### (4) 景観形成市民団体の創設

市民及び事業者が景観づくりに関する活動を行う団体の結成を促進し、当該団体を景観形成市民団体として、市に登録することができる制度の創設を進めます。また、当該団体の活動などについて、より多くの市民に知っていただけるよう広報やイベントなどを通じて周知活動を行います。

## 参考編

## 1 検討体制

### (1) 鈴鹿市景観審議会

学識経験者や有識者等により構成された「鈴鹿市景観審議会」において、様々な専門的分野からご意見をいただき、鈴鹿市景観計画をとりまとめました。

	役職	氏名
会長	中部大学准教授	岡本 肇
委員	鈴鹿市自治会連合会副会長 (鈴鹿市自治会連合会会長)	内山 安司 (水野 克則)
委員	三重大学准教授	大井 隆弘
委員	一般社団法人三重県建築士会鈴鹿支部	小林 由紀子 (豊田 由紀美)
委員	鈴鹿商工会議所副会頭	坂口 博文
委員	鈴鹿市農業委員会会長	鈴木 秀 (堀田 長久)
委員	鈴鹿大学教授	冨本 真理子
委員	エッセイスト	福嶋 礼子
委員	元三重短期大学教授	藤枝 律子
委員	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 鈴鹿亀山支部	森 日出子
委員	元三重社会経済研究センター研究員	吉島 隆子
委員	鈴鹿市議会議員	田中 淳一 (山中 智博)

注：( ) 内は前任者



## (2) 鈴鹿市景観審議会専門部会

学識経験者等により構成された「鈴鹿市景観審議会専門部会」を設置し、景観計画改定の考え方をはじめ、景観計画の改定案などについて、様々なご意見をいただき、鈴鹿市景観計画(案)をとりまとめました。

	役職	氏名
委員長	中部大学准教授	岡本 肇
委員	一般社団法人三重県建築士会鈴鹿支部	打田 真介
委員	三重大学副学長	大野 研
委員	三重短期大学教授	木下 誠一
委員	公益社団法人三重県宅地建物取引業協会鈴鹿亀山支部	森 日出子

## 2 用語解説

### 第5章 良好な景観の形成に向けた方策

用語	解説
景観重要建造物	景観計画区域内で景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即した良好な景観の形成に重要な建造物で、市が指定したもの（景観法第19条）
景観重要樹木	景観計画区域内で景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即した良好な景観の形成に重要な樹木で、市が指定したもの（景観法第28条）
登録地域景観資産	景観計画区域内の一定の地域における景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建造物・工作物・樹木で、市が登録したもの
認定地域景観資産	景観計画区域内の一定の地域における景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建造物・工作物・樹木で、市が認定したもの
景観重要公共施設	景観計画区域内で良好な景観の形成に重要な公共施設として景観計画に位置づけられたもの（景観法第8条）
景観農業振興地域整備計画	地域の景観に配慮して、農業生産力の最大化等のための施策の調整を図りつつ、良好な営農条件を確保することを目的とした農業振興地域整備計画（景観法第55条）

### 第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組

用語	解説
地区別景観づくり計画	地区単位(※)で市民が主体となって景観の保全や創出に取り組むための景観計画で、市民の主体的な景観づくり活動を支援することを目的としたもの  (※)地区とは、任意の範囲で囲まれた場所を指します。
景観形成協議会	一定の地区内の土地所有者等が当該地区の地区別景観づくり計画の策定及び推進を図る上で必要な活動、調査、検討等を行うための団体で、市が認定したもの
景観アドバイザー	市民主体による計画策定とその運用を支援するとともに、市の景観施策を推進するため、景観等に関する専門的知識を有する者で、市が委嘱したもの
景観計画提案制度	一定の地区内の土地所有者等が、市に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる制度（景観法第11条）
景観協議会	景観計画区域内における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、市、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により組織された団体（景観法第15条）

景観整備機構	良好な景観の形成を担う主体として、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人のうち、景観づくり活動の支援や景観重要建造物、景観重要樹木の管理などを行うことができると認められた団体で、市が指定したもの（景観法第 92 条）
景観地区	市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画の地域地区として、市が決定したもの（景観法第 61 条）
景観協定	景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等が、その全員の合意により締結することができる当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定で、市が認可したもの（景観法第 81 条）
地区計画	一定の地区を単位として、それぞれの地区の特性に相応しい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画として、市が都市計画で決定したもの（都市計画法第 12 条の 5）
建築協定	一団の土地の土地所有者等が、その全員の合意により締結することができる当該土地の区域における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定で、市が認可したもの（建築基準法第 69 条）
緑地協定	一団の土地又は道路、河川等に隣接する土地の所有者等が、その全員の合意により締結することができる当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定で、市が認可したもの（都市緑地法第 45 条）
景観形成市民団体	市民及び事業者が景観づくりに関する活動を行うための団体で、市が登録したもの

鈴鹿市景観計画

2010（平成 22）年 10 月 策定

2016（平成 28）年 12 月 改定

2024（令和 6）年 4 月 改定

発行：鈴鹿市



# 鈴鹿市景観計画

Landscape Plan of Suzuka city



鈴鹿市都市整備部 都市計画課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18-18

電話 059-382-9063 FAX059-384-3938

E-mail [toshikekaku@city.suzuka.lg.jp](mailto:toshikekaku@city.suzuka.lg.jp)